

総務市民委員会 会議録

日 時 令和5年2月21日（火曜日）

午前10時00分開会 午後2時15分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項及び報告事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員（7名）

委員長	吉田 千鶴子
副委員長	篠塚 昌毅
委 員	久松 猛
委 員	吉田 博史
委 員	海老原 一郎
委 員	今野 貴子
委 員	島岡 宏明

説明のため出席した者（22名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
市民生活部長	真家 達成
消防長	鈴木 和徳
消防次長	檜山 保明
政策企画課長	佐々木 啓
行革デジタル推進課	元川 宏
財政課長	山口 正道
広報広聴課長	中川 光美
総務課長	平井 康裕

防災危機管理課長	皆藤 秀宏
人事課長	武井 衛
管財課長	秋山 太
納税課長	北島 康雄
市民活動課長	佐野 善則
生活安全課長	坂本 英宣
環境衛生課長	羽成 健之
こども政策課長	菊田 宏巳
生涯学習課長	佐賀 憲一
消防総務課長	磯山 公奉
予防課長	三上 健市
警防救急課長	本橋 一夫

事務局職員出席者

主 任 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○吉田（千）委員長 ただ今から、総務市民委員会を開会いたします。早速、消防本部の案件について、協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和5年、2月21日開催のフォルダをお開きください。消防本部資料に基づきまして、令和5年度土浦市一般会計予算（案）主要事業について、資料①ア常備消防車両更新事業について、執行部より説明を願います。

○磯山消防総務課長 消防総務課です。常備消防車両更新事業について、御説明いたします。事業の予算額は、1億1,876万9,000円となります。財源内訳について、御説明いたします。国庫支出金3,399万9,000円、地方債5,040万円、一般財源3,437万円でございます。事業の目的といたしましては、更新基準に達している消防車両を計画的に更新することにより、消防力の強化を図ります。事業の概要につきましては、消防車両更新計画に基づき、消防ポンプ自動車、救急車の整備を実施してまいりました。令和4年度は、土浦消防署配置、水槽付き消防ポンプ自動車を総務省消防庁の行う緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、更新整備を行うとともに、土浦消防署配置、高規格救急自動車の更新整備を市単独事業にて実施いたしました。3月末には、2台ともに納車となります。令和5年度事業内容につきましては、神立消防署配置化学消防ポンプ自動車及び荒川沖消防署配置高規格救急自動車を総務省消防庁の行う緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、更新整備いたします。本車両は、緊急消防援助隊茨城県隊として登録し、国内のいずこかにおいて、大規模災害発生時には、茨城県隊として、全国に派遣され活躍することとなります。事業費について御説明いたします。旅費は、車両2台分の中間検查出向時の費用で、9万8,000円でございます。手数料は、2台分の登録時の自動車リサイクル料3万円でございます。保険料は、2台分の登録時の自賠責保険料1万8,000円でございます。車両購入費は、2台で1億1,850万円でございます。化学消防ポンプ自動車が7,850万円、高規格救急自動車が4,000万円でございます。公課費は、購入車両2台分の車両登録時の自動車重量税で12万3,000円でございます。事業費は1億1,876万9,000円でございます。今後の予定につきましては、消防力強化を図るため、引き続き車両更新計画に基づき、更新整備を推進してまいります。消防総務課からは以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

○海老原委員 個別の資料はないの。

○磯山消防総務課長 化学消防ポンプ自動車が7,850万円、高規格救急自動車が4,000万円でございます。

○海老原委員 それを資料として出してください。どこか出ているんだっけ。

○磯山消防総務課長 後ほど提出させていただきます。

○久松委員 保険料というのは、この漢字と違うんじゃないかと思うんだけど。

○磯山消防総務課長 大変御迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○島岡委員 これ、自賠責保険だったら、自賠責保険と書いた方がいいんじゃないですかね。車両保険とか自動車保険とか色々ありますけど。強制保険ですから。限られてい

ますので。

○磯山消防総務課長 分かりやすい表記に変更したいと思います。ありがとうございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料①イ救助資器材整備事業について、説明をお願いします。

○本橋警防救急課長 救助資器材整備事業について、御説明いたします。事業の目的は、複雑多様化する災害に対応するため、救助資器材の更新整備を行い、市民の生命・身体・財産を守る消防力の維持・強化となります。事業概要とこれまでの経緯につきましては、消防力を充実させるため、各種災害に対応できる必要な資器材を選定し、導入してきました。また、資器材の経年劣化及び耐用期限の経過などにより、適宜更新しております。今年度の事業内容は、特殊な災害現場などで使用するロープレスキュー資器材一式の更新及び化学剤や生物剤の環境下で活動するために使用する化学防護服レベルA 2 着の更新となります。今後も計画的に救助資器材を更新し、消防力の充実を図っていきます。備品購入費といたしまして、事業費が207万3,000円となります。警防救急課からは以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料①ウ救急資器材整備事業について、説明をお願いします。

○本橋警防救急課長 救急資器材整備事業について、御説明いたします。事業の目的は、感染症に伴う救急活動に対し、計画的に資器材を備蓄し、対応可能な状態を維持することを目的としております。事業概要とこれまでの経緯につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行時にも、資器材が不足することなく対応しております。今年度の事業内容は、経年劣化等を考慮し、備蓄分の5分の1を毎年購入しております。消耗品費といたしまして、事業費が110万円となります。警防救急課からは以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料②令和4年中災害概要について、説明をお願いします。

○本橋警防救急課長 令和4年中の災害概要について、御説明いたします。火災、救急、救助の順に報告いたします。はじめに、令和4年中の火災件数は43件で、前年の令和3年中と比較しますと4件減の8.5パーセント減少いたしました。火災の内訳は、建物火災は19件、その他の火災18件、車両火災6件となっております。また、令和4年中の火災による死者は2名、負傷者が2名となっております。令和3年中と比較いたしますと、死者が1名増加、負傷者は13名減少いたしました。つづきまして、救急出動について報告いたします。出動件数は令和4年中が8,451件で、令和3年中と比較いたしますと、1,616件増の23.6パーセント増加いたしました。搬送人員におきましても7,530人で、前年比1,302人増の20.9パーセント増加してお

ります。救急出動件数、搬送人員ともに本市の過去最高値となっておりまして、全国的に増加傾向になっております。つづきまして、救助出動について報告します。令和4年中の出動件数は127件で、令和3年中と比較いたしますと、3件増の2.4パーセント増、救助人員は65人で、前年比7人減の12.1パーセント減少しております。内訳は表のとおりとなります。最後に、資料はございませんが、新型コロナウイルス感染症の陽性者の搬送に関し、御報告いたします。本市は、令和2年8月に新型コロナウイルス感染症陽性傷病者を初めて搬送して以来、令和2年中が10人、令和3年中が93人、令和4年中が393人で、累計で496人を搬送している状況となっております。また、令和5年1月31日までにおいて、58人搬送しております。警防救急課からは以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

○今野委員 救急車の要請に対してなんですけれども、救急車を呼ぶに値しないというか、そういう事案が結構あるという御報告を前に受けているんですが、今回出動と搬送人員、それぞれ増えていきますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○本橋警防救急課長 この傷病者が適正利用ではないということについては、なかなかはっきり分からないといえますか、病院に行って、医療機関の方でこれは救急車を呼ぶ状態ではないということで初めて分かることで、通報時点で適正利用ではないというのは、分からない状態です。今回、1番増えた傷病者の中で、何人かはいらっしゃると思います。まだその辺りは精査しておりません。

○今野委員 前に伺った話では、今日手術するから乗せていってくれというような話も伺いまして、そういうことが増えていくと本当に皆さん大変だろうな思いまして。そういった事案については、前回に比べて増えてはいないのでしょうか。

○本橋警防救急課長 今のところ、そういった情報は、私には入ってきておりません。

○島岡委員 出動件数が、8,451件ということで、1か月で割ると704ということで、勉強不足で申し訳ございませんが、救急自動車は全部で何台あるんでしょうか。

○本橋警防救急課長 救急車は、予備救急車も含めて7台で稼働しております。実は、この件数には入っていないんですけれども、他市に応援を頼んだケースが4件ございます。

○島岡委員 相当の頻度ですね。出動件数8,451件で、搬送人数が7,530人ということは、救急車が行っても、乗せないで帰ってくるというパターンもあるわけですね。

○本橋警防救急課長 そのとおりでございます。不搬送という形で、1番多いのが本人が拒否ということなんです。後は警察に頼んだりということで、不搬送としているケースもございます。

○島岡委員 いずれにしても、1日当たりの出動件数はすごい数になるなということで、大変だなという思いでございます。

○吉田（千）委員長 これは年々増えて、今回最高値を示しているという状況があるということなんです。コロナが収まってくれば、少し違うのかなという気はいたします

が。これはどうなのでしょう、ほかからも応援を頼んだというお話もございましたので、何とか回していただいているという状況なのか、これ以上増えたら消防職員は大丈夫なのかしらという点が1番心配でございますし、行った先でなかなか病院が見つからないで、長時間そこで時間を使わなければならないというような現状もあるのかなというふうに思うのですが、まず現状ですね。これ以上増えた時にどう対応できるんでしょうかというのがとても心配になりましたが、お伺いできればと。

○本橋警防救急課長 これ以上増えたらという点に関しては、即答はできないんですが、先ほど委員長がおっしゃられたとおり、1件の救急件数が長くなるというのは、新型コロナで搬送しますと、1件で3時間、4時間かかる時があります。その間、1台がマイナスになるというのが今回かなり大きくて。件数も増えたんですが、それが多いと。また、月々均等な件数ではなく、やはり新型コロナの搬送が多い時や熱中症が多い時期ですと、件数が多くなるというのが今回の救急件数の増加の現状ということになります。やはり7台フル稼働でやっていたような状態でした。

○吉田（千）委員長 ありがとうございます。そういった意味ではやはり消防職員のメンタルのケアや体力的なこと。それから、もし今後、これは1番大事なことで、災害がこれに追い打ちをかけるようなことがもしありますと、とても回らなくなるんじゃないかなという危惧を抱くわけなので、その辺りの人員の増ですね。そういったこともしっかり検討も一方ではしておかなければならないのかという気がいたしましたので、検討を重ねていただければと思います。よろしくお願いします。そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料③令和4年度総務省消防庁消防団無償貸付車両について、説明をお願いします。

○本橋警防救急課長 総務省消防庁消防団無償貸付車両について、御説明いたします。1番の概要ですが、総務省消防庁消防団無償貸付事業の要望調査により、救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車を応募した結果、本市への貸与が決定したものです。2番の貸付車両につきましては、（1）製造につきましては、シャシがトヨタ自動車株式会社でございます、ぎ装が株式会社モリタとなります。（2）形式につきましては、CD-I型で、ガソリンエンジンの1,998ccオートマチック車となります。（3）の重量ですが、総重量3.5トン未満となります。3番の配置分団ですが、第11分団へ予定しております。理由といたしましては、第11分団の配置車両が平成7年3月と、消防ポンプ車で最も老朽車両であることからとなります。4番のその他といたしまして、（1）納車日は、令和5年3月14日を予定しております。（2）として普通免許で対応可能な総重量3.5トン未満の車両となります。（3）として平成28年度にも、消防庁から無償貸付車両として本市に貸与されており、第22分団に配置しております。また当時は、普通免許での対応な5トン未満の車両を貸与されております。警防救急課からは以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

○篠塚副委員長 普通免許で対応可能な車両なんですが、今後、各分団とも車両の入替

えがある場合に、普通免許で対応可能な車両に変えていく方向性でやっていくのでしょうか。

○磯山消防総務課長 今後、更新する場合は普通免許対応の車両で対応していきたいと存じます。以上です。

○久松委員 普通免許対応車は、全体の車両の何パーセントくらいになるんですか。

○磯山消防総務課長 現在土浦市に配置している車は、普通免許対応可能な総重量 3.5 トン未満の車は 1 台もありません。ポンプ車ですと、3 トン半から 4 トンくらいになってしまいますので。その代わり、可搬の積載車は全て 3 トン未満でございます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 そのほか、消防本部からございますか。

○磯山消防総務課長 委員さんの席にお配りしました資料について、御説明いたします。今年度予算において、中村西根地内防火水槽解体撤去工事費で 4 0 0 万円計上しておりましたが、今年度も、国道 6 号バイパス延伸工事が遅延し、年度内の工事实施は見送りとなっております。この予算を流用し、消防庁舎感染対策事業を実施いたしておりますので、御報告いたします。事業内容としましては、新治消防署の仮眠室感染対策事業・南分署仮眠室感染対策事業・南分署浴室感染対策事業の 3 事業でございます。新治消防署の仮眠室は、ベッドを撤去し、寝台と壁を制作し、寝台上部を畳敷きにし、出入り口にカーテンを取り付け、個室化を図りました。南分署の仮眠室は、ベッドとベッドの間に壁を設け、個室化し、出入り口にはカーテンを取り付けました。仮眠室の出入口部分にあるベッドだけは、壁を製作することができませんので、病院の大部屋のベッドのように、カーテンでベッドを仕切れるようにいたしました。仮眠室は、どちらの署も完了いたしました。配付いたしました資料を御覧ください。南分署の浴室につきましては、業者は決定しておりますが、まだ、着工にはいたっておりません。浴槽を撤去し、床を平にし、天井・壁はパネルを張り、シャワー室にいたします。脱衣所は洗面器具を交換し、壁を塗装いたします。室内照明はどちらも交換し、年度内の完成を目指しております。事業費につきましては、新治消防署仮眠室感染対策事業としまして、8 8 万 3, 4 0 0 円。南分署仮眠室感染対策事業としまして、4 9 万 4, 3 5 0 円。南分署浴室感染対策事業としまして、1 1 7 万 7, 0 0 0 円。総事業費で 2 8 5 万 4, 7 5 0 円となっております。2 8 5 万 5, 0 0 0 円を防火水槽解体撤去工事から流用いたしました。不用額であります 1 1 4 万 5, 0 0 0 円につきましては、今議会において減額補正を行います。以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございませんか。

○篠塚副委員長 緊急搬送とかかなり重労働が多いと思うんですけども、介護施設などで今使っている腰痛防止のための機器とか、色々あると思うんですが、そういう機器

は消防にあるんでしたっけ。今後購入する予定はありますか。

○本橋警防救急課長 腰を守る、つくば市で使っているHALというものだと思うんですが、本市にはございません。腰に巻くベルトぐらいですね、私たちにあるのは。

○篠塚副委員長 今後やはり購入していくとか、リース等もあると思いますので、検討していただいて、かなりの重労働になると思いますのでね。よろしくお願いいたします。

○吉田（博）委員 消防は、私ずっと市長にも言っているんだけど、定数が条例で土浦市も定められているけれども、その定数が少ないと。もっと人員を増やさなければいけないということをずっと言っているんだけどね。ちょっと消防に資料を出して欲しいのは、私の記憶だと消防の今中堅どころ、40歳前後辺りが1番少ないと思うんだよな。人員構成が一時期、前の市長の時にそんなに採用しなかった。消防の職員を採用しなかった結果において、今の40代がすごく少ないというのが今の消防の現状なんだよな。その資料を次の委員会の時に図で分かるように出してくれる。今のいわゆる条例定数の中で、現在の職員の数、それも出して。これは、何度も言っているんだけど、10人新しく職員を採用しても、10月過ぎまで学校に行っているだろう。だから10人採用しても、それが即戦力にならない。その繰り返しなんだよね。だから条例定数の中で、職員が何名といっても、それよりも低いわけなんだよ。実際のところ。実働部隊からすると。そういう所を前の市長にも言ったんだけど、なんとも聞かなかった。今回もう一回ね、定数と年代別の職員の図、そういう資料を出してくれる。この総務市民委員会で諮って、みんなが同意してくれば、市長に対して条例定数でもって、人員を増やせというような話をしていきたいから。どうだ消防長。そういうのは。

○鈴木消防長 ありがとうございます。大変嬉しい御意見をいただきまして。次回の総務市民委員会までに委員がおっしゃられた年代別の人員構成、現在の職員数等について、資料として提出させていただきます。ありがとうございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 消防本部の皆様は、退席していただいて結構です。大変お疲れ様でした。

（消防本部退席）

（市長公室入室）

○吉田（千）委員長 それでは、市長公室の案件について、協議を行います。市長公室資料に基づきまして、令和5年度土浦市一般会計予算（案）主要事業について、資料①ア水郷筑波サイクリング環境整備事業について、執行部より説明を願います。

○佐々木政策企画課長 私からは、令和5年度予算案の政策企画課における主要施策につきまして、御説明をさせていただきます。サイドブックスでは2月21日、市長公室、資料①令和5年度予算案について、水郷つくばサイクリング環境整備事業をお開き願います。まず、事業の目的を御覧いただきまして、引き続き、サイクリング環境を活用したイベントや環境整備を推進することで、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的としております。具体的な事業といたしましては、中ほどの事業内容を御覧い

ただきまして、まず、左側の箱でございますが、霞ヶ浦サイクルーズ運行事業や広域レンタサイクル事業などを引き続き実施いたします。また後程、組織については御説明の方をさせていただきますが、新年度は政策企画課内にサイクルシティ推進室が設置されますことから、新規事業といたしまして、右側の箱を御覧いただき、今後、サイクリングや花火などを通じて連携を深めていこうとしている台湾を軸に、海外に向けた情報発信を目的として、外国語によるWeb広告配信を実施いたします。また、その下の箱を御覧いただきまして、こちらは、より多くの方々へ、本市のサイクリング環境をPRするため、都内のJR駅構内でのプロモーション活動を始め、ナショナルサイクルルートの一つでもありますしまなみ海道における大々的なイベント開催時において、ブースを設けて積極的にプロモーション活動を実施する首都圏等におけるプロモーション活動事業でございます。さらに、その下の箱でございますが、こちらはJRグループと地域が一体となって開催するデスティネーションキャンペーンと連動したイベントを実施するサイクルツーリズム推進事業でございます。これらの新規事業をはじめ、様々な施策を講じることで、自転車のまち土浦の知名度向上とさらなる活性化を図ってまいります。説明につきましては以上となります。

○吉田（千）委員長 それでは、委員の皆様、御質問はございますでしょうか。

○今野委員 以前からサイクリングロードにトイレが全然ないとか、休憩所がないとか、そういう意見なり一般質問なりも出ていたと思うんですけども。それは、それ以降ちょっと改善されている雰囲気はちょっと見えないんですが、現状どうなっているかと今後どのように考えているかについてお聞かせください。

○佐々木政策企画課長 トイレ休憩場につきましては今、藤沢と虫掛とりりんロードですか。あと田村にトイレがございます。それが今現在の市内の状況でございます。そのような中、県の方で、田村の先に休憩場を作るんだということで、今動いていたところでございます。我々の方も今年度できるのかなというふうに思っていたところでございますけども、今年度の予算を見ましたら、その部分が予算に載ってなかったということで、今、県の方に、計画はもうできているんですけども、いつできるのかということで、早めに計画どおり設置して欲しいということで要望をしている状況でございます。以上でございます。

○今野委員 頑張ってください。

○吉田（千）委員長 そのほか、ありますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 それでは、ないようでございますので、つづきまして、資料①ITX延伸事業について説明を願います。

○佐々木政策企画課長 つづきまして、新規事業となりますITX延伸事業につきまして、御説明をさせていただきます。サイドボックスで一つ戻りいただき、①令和5年度予算案についてのITX延伸事業をお開き願います。まず、事業の目的を御覧いただきまして、現在、茨城県において、つくばエクスプレスの県内延伸に向けて、四つある延伸方面を一本化する調査検討を進めているところでございます。そのような中、延伸先が本

市となった場合に、速やかに延伸により見込まれる様々な波及効果を整理し、こうした効果を本市へ誘導する方策を検討することを目的とした事業でございます。具体的な事業内容といたしましては、つくばエクスプレスの延伸により、本市内において、新たに東西を結ぶ交通軸が形成されますことから、整備前であっても住宅開発や、産業基盤整備など、土地開発が活発化することが想定されます。このようなことから、まず延伸による波及効果を整理し、本市が現在進めている移住促進や観光振興、スマートインターチェンジの整備など、様々な政策と連動させることで、こうした効果を最大限に発揮させ、本市へ確実に誘導するための方策を検討するものでございます。説明につきましては以上となります。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

○吉田（博）委員 これ、委託料３３０万だけでも、これはどういう所に委託するの。

○佐々木政策企画課長 委託先については、コンサルタント業者とこういった効果等々、実際やられたような業者を想定して委託できればと考えてございます。以上でございます。

○吉田（博）委員 入札やるんだっけか、これは。

○佐々木政策企画課長 入札で、そういった実績のある業者を集めて、入札をかけたいと考えてございます。以上でございます。

○吉田（博）委員 そういった実績のある業者に参加してもらって、最終的には値段での競争か、一般競争。

○佐々木政策企画課長 そのように考えております。

○篠塚副委員長 県の方針が決まるのが、何か先延ばしになっているようなんですが、その方針が決まった段階で、この延伸事業のコンサルティング業務も変わってくるのかと思うんですが、それを見極めて、入札なり、コンサル業者を決めていくという方向でよろしいんですか。

○佐々木政策企画課長 篠塚委員のおっしゃるとおりでございます。県の結果が、おそらく５月のゴールデンウィーク近くになるのかなというふうに考えてございます。当然その内容によって、例えば土浦方面であっても、ただ単に方面なのか、もしくはもう少し具体的に路線が見えるのかなど、あまり考えたくはないですけども違う方面であっても、土浦市を通して、この辺を通るんだというのが分かるのであれば、そういったことを前提にして、調査の方をかけたいと。県の出す状況を見極めた上で、こちらの事業を発注したいと考えてございます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、ありますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 ないようでございますので、つぎに、資料①ウ公共施設等再編再配置推進事業について説明をお願いします。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料はサイドブックの①ウをお開きください。公共施設等再編再配置推進事業について、説明させていただきます。本事業につきましては、令和３年度に改定いたしました土浦市公共施設等総

合管理計画に基づく、施設の適正配置、サービス向上、安全性の確保を図るための実行計画といたしまして、土浦市公共施設等再編再配置計画を策定するものでございます。なお、今年度は対象施設188施設のうち、早急に検討が必要な10施設の配置方針、計画期間における基本方針、スケジュール等について現在、計画の策定を進めているところでございます。令和5年度の事業内容につきましては、こちらの資料の今年度事業内容に記載のとおり、今年度に配置方針を決定いたします施設を除いた残りの施設につきまして、令和6年度までの2年間で、施設評価や、類型別、地区別に方向性を検討した上で、計画の素案となるものを策定するものでございます。予算案といたしましては、計画素案策定委託料の計上となっておりまして、今後の予定でございますが、本計画素案の策定後、令和7年度に全ての施設の配置方針を決定いたしまして、土浦市公共施設等再編再生計画を改定する予定でございます。本計画策定によりまして、本市における公共施設マネジメントを推進してまいりたいと存じます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料①エRPA導入事業について説明をお願いします。

○元川行革デジタル推進課長 サイドブックの資料は①エになります。お聞きいただければと存じます。RPA導入事業について、説明させていただきます。本事業は現在策定中の土浦市デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づきまして、行政事務の効率化、市民サービスの向上を図るため職員が行っておりますパソコンを使った定型的な業務について、ソフトウェア型のロボットが代行を自動化する仕組み、いわゆるRPAを導入するというものでございます。RPAにつきましてはこれまでの経緯にございますとおり、令和3年度に導入を開始いたしまして、現在、こちらに記載の三つの業務で既に導入しており、大幅な業務の効率化が図られているというような状況でございます。令和5年度の事業内容につきましては、導入済みの3業務に加えまして、費用対効果等の検証を行った上で、対象事業として記載してございます業務への新規導入を進めてまいりたいと考えております。予算といたしましては、RPA導入支援委託料の計上となっておりまして、今後につきましても、DX推進計画に基づきましてRPAの導入推進により、業務の効率化、市民サービスの向上を事務処理の正確化を目指してまいりたいと存じます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

○今野委員 これは、もっと幅広く事業に対応していく方向なんですか。

○元川行革デジタル推進課長 現在、計画策定中のDX推進計画の中で毎年度2業務とか3業務とか、目標を立てておりまして、それに基づいて、時間外の多い業務とか、そういったものを洗い出した上で、前向きに導入を検討してまいりたいと考えてございます。

○今野委員 ありがとうございます。

○篠塚副委員長 DXとかRPAとか、ローマ字の略がだんだん増えてきて、理解でき

ないような状況になっているんですが、次回で結構ですので、実際にRPAを導入している先進地の事例とかですね、資料とか、あるいはちょっと分かりやすいように説明できる資料を用意していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○元川行革デジタル推進課長 次回までに資料の方を作成させていただきます。

○海老原委員 説明の中で時間外勤務が多い部署を対象にということで、大幅な業務効率化を実現しましたと書いてあるんだけど、実際に時間外が減ったとか、そういうデータをですね、出してください。実績データを。

○元川行革デジタル推進課長 こちらの大幅な業務の効率化を実現という部分なんですけれども、これまでの経緯に記載がございます上から2行目今年度導入した保育所入所申請受け付け業務、こちらは12月からの導入ということでまだちょっと効果の方が不明な部分がございます。あと、そのあとにございます子ども子育て支援給付認定申請受け付け業務。こちらは年明け1月からの導入ということでやはり同じく、今後を検証してまいりたいと思うんですけれども、冒頭にございますふるさと納税業務。これは令和3年の12月に一番先に導入した部分でございまして、こちらもう詳しいデータとかそういった部分までは整理してないんですけれども、担当者の所感としていたしましては、大体、約7割から8割、自分の手でやっていたことが、削減されているような状況ですということで御報告はいただいているところでございます。

○海老原委員 今のは所感だから、データとしてはないということ。実績の。

○元川行革デジタル推進課長 具体的に従事の時間とこの導入後の必要な時間というものの対比まではまだちょっとできていない状況ですので、今後推進する上でも、ちょっと整理をして、御報告させていただければと存じます。

○今野委員 これからは、こういう方向に向いていくんだろうと思います。それで今現在土浦の取組状況というのは、他市に比べてどうなんでしょうか。やはり、かなり積極的に取り入れている自治体等もあるかと思うんですけれども。

○元川行革デジタル推進課長 やはり、自治体によってかなり差はあるかと存じます。本市におきましてはお金の部分とかそういった部分もありますので、計画に基づいて、負担の多い部分、あるいは職員の負担軽減以外の部分で先ほども効果の部分で申し上げましたけれども、今まで職員が目と手でやっていた部分が、今度自動処理でデータをぶつけてプログラムで処理ということで、その正確性という部分もかなりメリットが出てまいりと思いますので、今委員おっしゃったその先進事例他の自治体の事例なども参考にしながら、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○今野委員 本当にこれは正確性もそうですし、時間っていうことも非常に短縮されていくかと思うので、非常に有効だと思いますので積極的に取り入れていただきたいと思います。お願いします。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 それでは、資料②土浦市行政組織条例の一部改正案について説明をお願いします。

○元川行革デジタル推進課長 サイドブックの資料②をお願いいたします。土浦市行政組織条例の一部改正案について説明させていただきます。本件につきましては、1の改正理由に記載のとおり、令和5年度の機構改革に基づきまして、これまで総務部総務課の分掌事務でございました人権に関することが市民生活部人権推進課に変更となりますことから、土浦市行政組織条例第3条で規定しております部の分掌事務を改めるものでございます。2の改正の概要につきましては、改正箇所として記載がございますが、本条例第3条の部の事務分掌の規定中、総務部の分掌事務から人権に関することを削除いたしまして、それを市民生活部の分掌事務に加えるというものでございます。施行日は令和5年4月1日とするものでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料③土浦市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正案について、説明をお願いします。

○元川行革デジタル推進課長 資料はサイドブックの③をお願いいたします。土浦市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正案について、説明させていただきます。1の改正理由にございますとおり、令和5年度の当課の事業といたしまして、マイナンバーカードとICカードリーダーを使用いたしまして、職員の出退勤時刻の管理を行う予定がございます。資料の右側にイメージ写真を掲載させていただいておりますが、具体的に申し上げますと市職員におけるマイナンバーカード取得率の向上。それから、適正な出退勤管理などを目的といたしまして、本庁舎1階の通用口にICカードリーダーを設置して、職員は自身のマイナンバーカードを当該機器に読み込ませた上で出退勤していただくというようなものでございます。本事業につきましては、マイナンバーカードのICチップの空き領域を活用して実施することになりますことから、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づいて、マイナンバーカードの利用に関する必要な事項を条例で定めるというものでございます。2の改正の概要につきましては、本事業におけるマイナンバーカードの利用は、番号法第18条の規定に基づくものであること。また、マイナンバーカードの定義、マイナンバーカードの利用事務は職員の出勤及び退勤の管理に関する事務であることなどを規定するとともに、その他文言の修正等を行うものでございます。なお、こちらに記載の番号法第18条の内容につきましては、資料の下の方アスタリスクでお示しした注釈にございますとおり、マイナンバーカードのICチップの空き領域の利活用につきましては、条例で定めるところにより利用することができる旨規定しているというものでございます。3の施行日等につきましては、昨今の半導体不足の影響によりまして、現時点で機器等の導入時期の見込みが立たない状況でございますことから、施行日は本条例の公布の日から1年以内といたしまして、実施時期に合わせて

規則で別途定めることとさせていただきたいと存じます。なお、マイナンバーカードの利用に関する改正箇所を除いたその他文言の修正等の箇所につきましては、公布の日から施行するというものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

○篠塚副委員長 市の職員はもちろん任用職員、出入りする方が全てマイナンバーを持ってないといけない、取得率100パーセントじゃないとだめだという、今度そういうふうになっていくんですかね。

○元川行革デジタル推進課長 こちらの今回導入する部分につきましては、先ほど御案内させていただいたとおり、市役所の通用口の1階の所に、カードリーダーを設置するようなことを想定しております。ただ、それを使っていただくのはこちらの本庁に勤務している職員、正規の職員のみということで今のところは想定しているような状況でございます。

○篠塚副委員長 そうすると、今度新規職員を採用する場合には、マイナンバーを持ってないと職員として採用できないということもあり得ることですかね。

○元川行革デジタル推進課長 マイナンバーカードにつきましては、国では3月中、来月中にほとんど全ての国民に行き渡るような目標を立てております。ただ、報道等にもありますように強制できない部分もございますので、おそらく職員の中でも100パーセントに満たないことも想定されますので、そういった持っていない方の対応も含めて、今後、実施の方法については、検討してまいりたいと存じます。ですので、マイナンバーカードが持ってないと出入りができないということではなくて、自分のポリシーでとらないような方にも、出退勤の時には、このカードリーダーを使わずに、出退勤の時刻が管理できるような方法も検討してまいりたいと存じます。

○篠塚副委員長 土浦市としては積極的にマイナンバーカード導入を進めていくという方法の一つというふうにとらえてよろしいですね。

○元川行革デジタル推進課長 おっしゃるとおりでございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料④令和4年度土浦市一般会計補正予算第15回案、水郷筑波サイクリング環境整備事業仮想空間構築委託料について説明を願います。

○佐々木政策企画課長 私の方からは、今定例会において追加議案として上程を予定しております令和4年度土浦市一般会計補正予算案の中で、政策企画課の新規事業として予算を計上する予定でございまして、その内容をあらかじめ御説明させていただくものでございます。サイドブックスは、資料④の令和4年度土浦市一般会計補正予算第15回案をお開き願います。まず、こちらの事業については、令和5年当初予算ではなく、今年度の補正予算での計上となった理由でございます。今回の補正予算の中で歳入においても予算を計上する予定としておりますが、昨年末に2事業者から、本市のサイクリ

ング環境のさらなる充実といった目的で、企業版ふるさと納税の申し出がございました。この企業版ふるさと納税でございますが、寄付金は原則当該年度で活用することとなっております。そのようなことから、この寄付金を寄付事業者様の意向に沿った形で有効に活用できるよう、今回の補正予算でこのサイクリング環境整備事業の予算を計上させていただくものでございます。なお、企業版ふるさと納税の寄付事業者と寄付額でございますが、東京都の墨田区に本社がございます東武トップツアーズ株式会社様から300万円。札幌市に本社があり、コンビニエンスストアのセイコーマートを展開している株式会社セコマ様から30万円、合計330万円の寄付をいただいたものでございます。その上で、こちらの新規事業の概要でございますが、まず、資料1の補正理由を御覧いただきまして、市のホームページ上で、サイクリングの疑似体験やサイクリスト同士などで交流ができる3次元仮想空間、立体的な空間でございますメタバースを構築いたしまして、自転車のまち土浦を新たな切り口から広くPRしたいといったものでございます。中ほどの(2)の対象を御覧いただきまして、ターゲットでございますが、本市に興味を持っている方や、本市に観光を予定している方をはじめ、特にこのサイクリング初心者、これからサイクリングを始めようとしている方などをメインターゲットとして考えてございます。それでは、具体的に何をするのかといったことでございますが、サイドボックスの資料④の別添資料をお開きください。まず、ホームページ上に入口といたしまして、このようなカフェ、今こちらは検討中でございますが、こういった室内空間を作成いたします。利用者はこの空間に入るために、お持ちのスマートフォンもしくはパソコンで市のホームページを開き、この画面をクリックすることで、アバターという自分自身の分身がこの空間に入室する状態になるものでございます。なお、このアバター、自分の分身でございますが、これはどういったものなのかということについては、1枚おめくりいただきまして、アバターのイメージをつけさせていただきました。部屋に入室いたしますと、このように目の前に案内役となるコンシェルジュのアバターが目の前に現れますので、このコンシェルジュに操作方法などを聞いた上で、まずはこのカフェの中の興味のある場所へアバターを自由に操作し、動き回るといったことが基本操作となります。また、この資料にもありますとおり、ほかにアバターがいた場合は、音声、もしくはチャットで、文字を入力して会話を交わすことでございますけれども、そういった形で交流が可能となります。恐れ入ります資料1枚おめくりいただきまして、このカフェの中でございますけれども、常時本市の見どころや、資料の左側にありますような花火競技大会など、4から5種類の動画を立体的な空間でございますので、この壁面を活用して流すと。その場所までアバターを移動することで、実際その場にいるかのように遠近感を持って、立体的な音とともに鑑賞することが可能となります。資料を1枚おめくりいただきまして、こちらが全体像でございますが、大枠が先ほどから御説明しております入口のカフェのイメージでございますが、このカフェには下の青い箱となる三つの小部屋を設ける予定でございます。一つは、移動している際に複数のベストビューポイントを記したりりんろードの地図を壁の方に貼りたいと思っております。そのビューポイントをクリックいたしますと、実際その場所を走った際に体感できる360

度動画を流している小部屋に切り替わるものでございます。なお、このポイントは季節によって変わります。その都度更新をかけて、四季折々のりんりんロードを楽しむ環境を整えたいと考えてございます。さらに、この仮想空間に入ってきた方々が、市の数多くの特産品を立体的に眺めて、興味がある場合は実際の店員さんとアバター同士で話をしながら購入もできる、そういった小部屋も用意したいと考えてございます。一方、この仮想空間全体へ多くの方々を呼び込むために、この真ん中でございますが、定期的にイベント等を実施する小部屋も用意したいと考えてございます。何をやるのかといったところでございますけども、現在検討中ではございますが、例えば、昨年度開催したパトレイバーの企画展を再現するとか、あと休館している博物館の企画展ですとか、特産品などを一同に会したマルシェなども開催できるのではないかと考えてございます。さらに、現在本庁舎やギャラリー、市民会館で開催するイベントや研修についても、この小部屋での試行的開催も考えてございまして、まず、初年度はこの小部屋を活用して、多くの方々にこの仮想空間を知ってもらうきっかけづくりに注力してまいりたいと考えてございます。事業費でございますが、冒頭でも御説明させていただきました、歳入といたしまして、金融版ふるさと納税寄付額330万を活用しつつ、歳出の補正予算額といたしまして880万円の増額補正を予定してございます。説明につきましては以上となります。

○吉田（千）委員長 委員の皆様、御質問はございますか。

○篠塚副委員長 この仮想空間の管理運営はどこでやるんですか。民間に委託するんですか。

○佐々木政策企画課長 そうですね。今委託の中に構築費用と御説明いたしましたイベントの部屋もございますので、その辺の対応、あと管理の部分を含めて業者の方をお願いしたいと考えてございます。以上でございます。

○篠塚副委員長 アバター同士の会話も可能ということは、いろいろな可能性があると思うんですが、それをまた悪用する場合がありますので、民間に委託するのであれば、長期的な契約の委託をして、しっかり管理してもらって、こちらの要望を伝えるような方向性を持っていただければと思います。それから、地域の紹介の所で名産品の紹介ということがあるんですが、将来的にはそこから実際に名産品を買えるような空間を作っていただいたり、そういう可能性がかなりあると思いますので、それを含めて、御検討をよろしくお願いします。

○佐々木政策企画課長 そうですね、2点御質問をいただきまして、まず、管理の部分でございますけども、我々も初の試みで、1年通してどういった形になるのか検討していきたいと思っております。一応、今回特徴的な部分で、通常のこういったシステムっていうのは、アプリをダウンロードしてやっているのが一般的でございます。それを、なるべく誰でも入るような形ということで、ホームページにブラウザ中でやるということを選択したものでございます。これで誰でも入ることのできる状況にはなると。ただ、その中でトラブル等々もあるということで、基本的に強制退室ですとか、それ以降入れないようにすることも可能でございます。そういったやり方も含めて、1年通して検討

していきたいと思っています。2点目の販売の部分でございます。実は、説明足らずで申し訳ございません。今回、特産品の小部屋を設けまして、例えばれんこんも立体に見えますので、それに興味を持った方が、時間が合えばそこに店員さんがいて、アバター同士で話して、購入したいんだってという話になると、極力問題等々が起こらないように、そこから、通常のインターネットのサイトに飛びまして、そこから購入もしくはふるさと納税で返礼品として受けとれると。そういった仕組みまで今回作ろうと考えてございます。以上でございます。

○島岡委員　すごく面白い企画だなと思ってびっくりしているんですけど、ほかでやっている所もあるんですか。

○佐々木政策企画課長　ほかでやっているもので、似通っているのが佐賀県の嬉野市で、新幹線の嬉野駅から観光交流センターの所を高精度に空間を作りまして、そこを散策して、ポイントを取って、そのポイントで、実際のクーポンと引き換えができるという例がございます。そのほか、実際こういう仕組みでやっている自治体というのは嬉野市くらいしかないんです。ほかでの関与の仕方といいますと、ふるさと納税で有名な泉佐野市ですとか、焼津市なんかは民間でやっているバーチャルマーケットというのがございます。その中で、ふるさと納税を3D化して、紹介している、期間限定でやっているという例がございます。今月、実は鳥取県で日本初のAIアバター職員を採用したということで、おそらくコンシェルジュのことだと思うんですけども、そういった取組がございます。基本的にこれは初めての取組でございます。以上でございます。

○島岡委員　嬉野市に視察に行ってきた、図書館が有名で、見に行った覚えがありますが、ぜひ面白いので進めてください。

○吉田（千）委員長　そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長　それでは、ないようでございますので、ここで暫時休憩といたします。11時20分、再開をしたいと存じます。

【休憩：午前11時10分】

【再開：午前11時20分】

○吉田（千）委員長　それでは、再開をいたします。つぎに、資料⑤自治体マイナポイントつちうら子育て支援ポイントの申込み状況について、説明を願います。

○元川行革デジタル推進課長　行革デジタル推進課でございます。資料はサイドボックスの⑤をお開きください。自治体マイナポイントつちうら子育て支援ポイントの申込み状況について、御報告させていただきます。本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業といたしまして、昨年10月の臨時議会で補正予算の議決をいただき、資料の1事業概要にございますとおり、物価高騰等に直面しております子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下で2の付与要件にございます三つの条件を満たす方に本市独自に1人につき1万ポイントのマイナポイントを付与するというものでございます。3申込み期間につきましては、今月末、2月28日までとさせていただきます。資料の4、申込み状況を御覧いただきたいと存じます。こ

これらの数字は2月12日時点での数字になりますが、現在の申込み状況等について御報告させていただきます。まず、(1) 18歳以下のマイナンバーカード交付率でございますが、本市におきましては令和5年2月時点で、人口1万9,844人に対しまして、カードの交付を受けている方が1万897人、交付率は54.9パーセントという状況でございます。なお、参考といたしまして、本事業を開始する前、昨年9月時点での状況でございますが、その時は人口2万293人に対して、カード交付者数が7,373人、交付率で申し上げますと36.3パーセントでしたので、交付者数で3,524人、交付率で18.6ポイント向上しているような状況でございます。(2) つちうら子育て支援ポイント申込み率につきましては、カードの交付者数1万897人のうち、5,713人の方にお申し込みいただいております、ポイントを申込み率といたしましては、52.4パーセントという状況でございます。また、先ほど申し上げました付与要件の(3)に記載がございますとおり、対象者と同一世帯のどなたかが本市公式LINEを友達登録することをポイント付与の要件の一つとさせていただいております。こちらの登録者数につきましては、(3)に記載がございますとおり、本事業の実施前、昨年の11月時点の2,976名から、現時点で7,503名へと大幅に増加している状況でございます。以上報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉田(千)委員長 ありがとうございます。それでは委員の皆様、御質問はいかがでしょうか。

○篠塚副委員長 先日、テレビのニュースで、土浦市独自で1万ポイントを付与しているというニュースが流れたので、28日までに駆け込み需要がまたあるような気がするんですが、対応の方は大丈夫なんですかね。

○元川行革デジタル推進課長 庁舎1階にお手伝いをする支援ブースを設けているんですけども、国の方で2月末という期限が、最近5月末までということで数日前に発表されましたけれども、そのためか駆け込みでのポイント申込者が来庁をさせていただいて非常に混雑が激しい状況でございます。ただ、自治体マイナポイントの申込者の状況を見てみると、大体、お父様お母様は若い方ですので、こちらに来ないでスマートフォンで、御自身でという方が多いような状況でございます。ですので、これで5月末日までということで発表になりましたので、若干その混雑も緩んでくればいいかなという希望は持っているんですけども、ぎりぎりまで、28日最終日まで、1人でも多くの方に申込みいただけるように対応してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○篠塚副委員長 国の期間が5月まで延びたんですが、つちうら子育て支援ポイントは2月末で終わって、その後延長するようなことは考えてますか。

○元川行革デジタル推進課長 こちらの自治体マイナポイントは、先ほど御案内したとおり、交付金の活用事業ということで年度内に終わらせる、あと清算の期間も必要になってくる事業ですので、これ以上の延長は難しい状況で、延長は今のところ考えてございません。

○吉田(千)委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑥スマートフォン操作方法講座の開催について説明をお願いします。

○元川行革デジタル推進課長 サイドブックの資料⑥をお願いいたします。スマートフォン操作方法講座の開催について、御案内させていただきます。資料1の背景にありますとおり、現在、当課で策定を進めております土浦市DXデジタルトランスフォーメーション推進計画では、基本方針の一つ、市民サービスの向上の取組といたしまして、デジタルデバйд対策、資料の箱に説明がございしますが、いわゆる情報格差への対策を掲げているところでございます。また、デジタルデバйд対策に関しましては、昨年御案内させていただきましたとおり、高齢者等のデジタル活用支援等を推進するため12月21日にNTT東日本茨城支店と連携協定を締結させていただいたところでございます。本協定に基づきまして、今般、NTT及びグループ会社のNTTドコモに御協力をいただき、高齢者等を対象としたスマートフォン操作方法講座を開催することとなりましたので報告させていただきます。講座の具体的な内容につきましては、2の講座概要を御覧ください。今回の講座はスマートフォンをお持ちでない方を対象とした（1）の講座と、お持ちの方向けの（2）の2種類の講座がございします。1の講座につきましては、3月6日の午前と午後の計2回、定員各10名で、NTTドコモに講師として御協力をいただき、実施するものでございます。こちらの方は、スマートフォンをお持ちでない方ということになりますので、ドコモの方でスマートフォンのデモ機を用意していただいた上で、基本操作ですとか、機能等について御案内するような内容となっております。（2）の講座につきましては、3月16日の午前中と17日の午前午後の計3回、定員各20名で、講師としてNTT社員OBによりますNPOアクティブシニア機構に御協力をいただいた上で、スマートフォンの基本操作、LINEの利活用、インターネットやアプリの活用など、回ごとに異なったテーマで開催させていただくものでございます。いずれの講座も時間は約2時間、場所につきましては男女共同参画センター研修室にて実施を予定しております。なお、こちらの事業の反響が予想以上に大きく、全ての講座につきまして、既に受講者及びキャンセル待ちの枠は埋まっているような状況でございします。報告につきましては以上でございします。よろしくをお願いいたします。

○吉田（千）委員長 ありがとうございます。それでは、御質問はございしますか。

○海老原委員 この件は私も12月定例会でこういうのをお願いしたことなんだけど、非常にいい企画なんですけど、ただ、これ単発じゃなくて、申込みも多いということで、次回以降もですね、やるような予定があるのかどうか。

○元川行革デジタル推進課長 おっしゃるとおり、あとは12月に御提案いただいたとおりでございまして、やはりこちらの講座の受付をやっていた状況からすると、スマートフォンを持っているけどちょっと分からないっていう方が非常に多いかなというような受付してる時にはそんな状況でございました。今後につきましては、その協定に基づいてやっていただけるかどうかという部分で今ちょうど詰めている状況でございします。是非とも継続したいとは考えております。あとは、これだけ反響があるのであれば、例えば公民館講座とか、そういった部分でもちょっと提案とかしていければということ

で、今後の継続、前向きに検討したいと存じます。ありがとうございます。

○海老原委員 私からもお願いしますけどね。以上です。

○今野委員 高齢者を対象にしたとありますが、具体的に年齢が何歳以上とかそういうものはあるんですか。

○元川行革デジタル推進課長 今回、特に高齢者限定ではないんですけども、申し込んでいる方を見ますと、大体70代80代の方が多いような状況が見受けられます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 私から1点。高齢者と、この前もお話がありましたけど、障害者の方とか、そういった方はもちろん受付をしてくださるんだと思うんですが、現状でそういう方はいらっしゃるのでしょうか。

○元川行革デジタル推進課長 今回受付した時にも年齢なども確認させていただいているんですけども、ほぼ全員の方は高齢者ということで、障害の有無についてまではちょっと確認はしていないような状況でございます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 分かりました。このアナウンスとか広報の仕方ですね、その辺はどのようになっているんでしたでしょうか。

○元川行革デジタル推進課長 広報については、2回に分けて広報紙に掲載させていただいております。2月の上旬号と中旬号ということで、御案内させていただきました。その案内につきましても、これまでですとSNSでの発信ですとか、あるいはホームページとかっていう部分に頼っていた部分が多々あったんですけども、今回の対象はデジタルデバイドを想定ということで、やはり紙で届いてこういうのがあるのかということで、そういうニーズが多いのかなということで、まずは、広報紙のみ募集させていただいて、それで定員が埋まらなかった時にはSNSあるいはホームページで追加募集のような形で御案内を想定していたんですけども、広報紙のみではほぼ数日で埋まっているような状況ですので、今後は募集の方法とか今回は電話で先着順ということで、まず、はじめに今回第1弾なのでやらせていただいたんですけども、もう埋まってしまったのかというような苦言もいただいておりますので、そういったものも含めて今後改めて広報の方法あるいは決定の方法については考えてまいりたいと存じます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 ありがとうございます。先ほどね、海老原委員の方からもありましたとおり、これだけ要望、ニーズが多いということは、様々皆さんが待っておられる状況があるのかなというふうに思いますので、その点考慮していただいて、是非とも多くの方がまたこの機会にですね、触れられるようにスマートフォンの操作方法が分かり、そういう状況になれるように、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑦道路等の異常通報システム運用開始について説明をお願いします。

○中川広報広聴課長 広報広聴課でございます。資料につきましてはサイドブックス資

料⑦をお開き願います。道路等の異常通報システムの運用開始について、御案内させていただきます。市では、市民から道路の陥没やカーブミラー等の傷みに関する通報について、これまで電話、FAX、メール等で通報を受けておりました。これに関しまして、位置や危険箇所の特定が困難な場合があるなど課題がございました。そのため、従来の電話等による通報手段に、スマートフォンやパソコンなどデジタル端末による通報を加えることで、危険箇所の早期発見と迅速な対応を図ることを目的に、このシステムを導入いたします。概要としまして、このシステムの特徴でございますが、一つ目は、市民からの通報方法につきまして、市のホームページや市公式LINEから異常通報システムの入力フォームに直接飛びますことから、そちらに入力をさせていただきます。これにより、必要項目が漏れなく通報することができます。二つ目として、市では受信した内容により、写真や位置情報など、正確な情報が入手できることから、迅速な対応が可能となります。三つ目としまして、受信した写真や地図情報は台帳化が可能となりますことから、従来の電話等による情報も併せて入力しますことで、一元管理を行うことができます。このシステムの運用開始は2月24日金曜日からとなります。こちらの資料の下を図を御覧ください。市のホームページや公式LINEのトップページに、アクセスボタンを表示させることとなります。こちらから直接異常通報システムにアクセスすることができますので、便利なシステムになるかと思います。こちらのシステムの運用を開始いたします。説明は以上となります。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

○篠塚副委員長 早速導入していただいてありがとうございます。システムは市民生活部のとか市民活動課とかを通して、ほかに広めていく方向で考えているということでしょうか。

○中川広報広聴課長 今のところ想定しているのが、道路の部分ということで、道路管理課とそれから、カーブミラーも想定しておりますので、生活安全課も今のところ対応させていただいております。また、このシステムを導入させていただいて、順次公園施設などにも広めていきたいとは考えております。

○海老原委員 これの情報、貰うのはいいんだけど、その結果というのは本人には分かるの。

○中川広報広聴課長 道路の傷みやそれから故障部分については、順次早く直せるものに関しては、直したことで、御本人さんに通じるかと思えますけれども、例えばこの道路の管理は、国、県だとか、そういったほかの施設が管理している可能性もございますので、すぐ対応できない部分もございます。そういった部分に関しては、通報をしていただいた方に担当の方から個々に連絡をさせていただくような対応をしたいと思っております。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 そのほか、執行部からございますか。

○佐々木政策企画課長 その他といたしまして、資料の方はございませんが、パトレイ

バーマンホールの作成状況等につきまして、御説明いたします。まず、マンホールの作成状況でございますが、来月20日を目途にただ今急ピッチで15種類のデザインマンホールの蓋を作成しているところでございます。なお、総務市民委員会の中で御意見をいただきました設置前の展示についてでございますが、3月24日から、2、3週間程度、市役所本庁舎の1階もしくは2階の総合案内付近の空きスペースを活用して展示したいと考えてございます。また、周知でございますが、来月早々にパトレイバーの版權を管理している株式会社ジェンコと調整した上で、市独自の機動警察パトレイバーの公式アカウントがあるツイッターをはじめ、公式フェイスブック、インスタグラムで同日同時刻に一斉に周知をかけるなど、戦略的にPRしてまいりたいと考えてございます。さらに、このパトレイバーのマンホールでございますが、ツイッターで事前告知いたしました。かなり反響ございまして17万人の方に見ていただきまして、4,000人の方からですね引用リツイートをなどいただいて、コメントもかなりきております。皆さん泊りがけで行きたいですとか自転車で回りたいですとかそのような好意的なコメントがかなり多いといったことで、株式会社ジェンコさんと今話して、こちらのグッズ作成を検討しているところでございます。まず、今現在決定していることでございますが、第1弾といたしまして、数に限りありますが、4月の設置に合わせて、パトレイバーデザインのマンホールのポスターを作成いたしまして、実際設置場所を御覧になっていただきまして、写真を撮ってSNSなどで、拡散に御協力をいただいた方々を対象に無償配布したいと考えてございます。また、第2弾でございます。こちらの株式会社ジェンコ様の方でかなり乗り気でございまして、アクリルキーホルダーですとか、バッジを作成してくれると。それをカプセルに入れた上で、ガチャポンといいますか、ガチャガチャといいますか、そちらを設置するとのことでございます。設置時期と場所でございますが、4月下旬には設置できるよう今準備を進めているとのことでございまして、場所については、まず市内のまちかど蔵、きらら館で先行して設置していただけると。6月以降は、東京、札幌、大阪、京都など全国にパトレイバーの公式の販売所がございまして。そちらでも、今販売できるよう検討しているとのことでございます。説明につきましては、以上となります。

○吉田（千）委員長 ありがとうございます。御質問はございますか。

○島岡委員 販売すると、少し入るんですか。

○佐々木政策企画課長 ガチャポンの方でございますけども、こちらについては、権利は市とジェンコ、原作者で持っていますので、今交渉しているところでございますが、全てジェンコの負担でやるということでございますが、1割から2割、市の方に売った場合は渡せるようにしたいということで、今交渉中でございますが、少なくともそのような形で収入があるような状況でございます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 すごいですね。反響がこんなにある状況というのがびっくりしました。素晴らしいなというふうに思った次第です。それで、3月早々にマンホールの展示をしてくださるという、そういう話をいただきました。その際に、どうぞにぎやかな感じに、みんながハッと目に留まっていただけるように、様々工夫をしていただいて、

パトレイバーの何ですか、実物大の顔出しまではいかなくても、そういうパネルとかね。そういったものと、しっかり皆さんに目を引いていただける、そういう展示にしていたければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐々木政策企画課長 御提案ありがとうございます。ワンフロアで展示するのではなくて、にぎやかしいといいますか、そういうものが見えるような形にしたいと思っております。本来であれば、共有のスペースに設置したかったんですけども、いたずらと盗難の可能性がありますので、庁内に設置するというような方針を決めたところもございます。その中で、できる限り、そういったにぎやかしの部分をやっていければと考えてございます。御提案の方ありがとうございます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 市長公室の皆様は、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

（市長公室退席）

（総務部入室）

○吉田（千）委員長 それでは、総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づきまして、令和5年度土浦市一般会計予算案、主要事業について、資料①ア防災意識普及啓発事業について、執行部より説明を願います。

○皆藤防災危機管理課長 防災危機管理課でございます。サイドブックス①ア防災意識普及啓発事業でございます。こちらの事業につきましては、今後予想されます大規模災害等に対する市民の意識、防災意識の向上を図ることを目的としているものでございます。防災講演会やハザードマップなどを活用いたしまして、市民の防災意識の普及啓発に努めているところでございます。今年度の事業内容でございますが、令和3年7月に水防法が改正されまして、中小河川にも洪水の浸水想定区域の指定が義務化されました。県の方では、県内の中小河川の浸水想定区域の指定、また浸水区域の作成を今現在進めているところでございます。本市を流れます記載の7河川におきましては、今年度、4年度中に作成されることとなっておりますことから、現在の霞ヶ浦と桜川に、7本の中小河川を加えまして、新たな洪水ハザードマップを作成いたしまして、全戸配布をするものでございます。予算の財源のうち半分については、社会資本総合交付金を活用するものでございます。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 委員の皆様、御質問はございますでしょうか。

○篠塚副委員長 ハザードマップを作成して配るのは、いつ頃に予定していますか。

○皆藤防災危機管理課長 こちらは、県の方から土浦市の浸水想定区域図が来てからということになりますので、予定では3月中に県の方から意見書が届く予定になっております。それで意見に伴って県の方で現知事版の決裁を取った上での公表になるかと思うので、そのタイミングになるかと思うんですけども、はっきりとした期日というのは、決まっておりません。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 それでは、私の方から1点。ハザードマップは常に見られる所に置くというのは大前提だと思うんですけど、要はハザードマップがすぐ御家庭で分かる所に置くという、そういうお話をちゃんとしていただかないと。これが何かの時にやっぱりすぐ見られるというか、しっかり手渡しっていうか行った時に、まず確認をしてもらうということと、それから、きちっと手元に置くってのは大前提だと思いますので、その辺についても、この配布時にですね、そういうことが伝わるようお願いしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○皆藤防災危機管理課長 そうですね。そういうのが大事だと思いますので、配布の際には、そのようなものを添付した中でやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○吉田(千)委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、資料①イふるさと土浦応援寄付金事業について説明をお願いします。

○北島納税課長 納税課でございます。よろしくお願いいたします。資料は、①イふるさと土浦応援寄付事業。本市で実施しておりますふるさと納税事業でございます。事業の概要でございますが、本市では平成20年に取組を始めておりまして、昨年度、令和3年度の寄付実績は、寄付件数5万5,884件。寄付額6億1,658万6,000円となっております。今年度の状況でございますが、資料2は昨年12月末時点の実績となっておりますが、直近1月末時点では約4万とんで500件、約5億622万円程度の寄付をいただいているといった状況で、今年度末をもっても5億円台にとどまる見込みとなっております。昨年度より減少する要因の一つには、昨年度は新型コロナ関連の農林水産省の補助を受けた、通常時より量の多い農林水産物などの返礼品に人気が集まりまして、大きく寄付額が増加したといった経緯がございました。今年度はそういった補助もなく、一昨年前、令和2年度とほぼ同様の寄付額で推移しているといった状況でございます。今年度の事業の内容でございますが、ポータルサイトを管理する民間事業者へ委託し、民間事業者のノウハウを最大限に活用し、新たな魅力ある返礼品の企画開発などにより、販路拡大を図ってまいります。なお、この民間事業者につきましては、この後、プロポーザルにより事業者を選定いたしましたので、御報告の方させていただきます。予算でございますが、歳入として通常のふるさと納税で7億と、教育委員会において新能事業で50万の寄付を見込んでいることから7億50万となっております。歳出はポータルサイトへの手数料や委託料が主なものとなっております。さとふるやふるさとチョイス、楽天といったポータルサイトに寄付の受付や受領書の発行、返礼品の購入、発送などを委託する経費が主なものでございます。説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 それでは、委員の皆様、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田（千）委員長 つぎに、資料②土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例案について、執行部より説明をお願いします。

○平井総務課長 総務課でございます。土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例案について、御説明をいたします。サイドブックの資料は②をお願いいたします。こちらは、8月の事前の総務市民委員会におきまして、個人情報保護法の改正概要とその対応につきまして御説明させていただきましたが、一部説明内容が重複いたしますが、説明をさせていただきます。1番の特定の趣旨につきましては、記載のとおり、本市は平成12年に、個人情報の保護や適正な取扱いに関する総合的な規程であります土浦市個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正な管理を図ってまいりました。今回の個人情報保護法の改正は、2番の法改正の背景に記載のとおり、デジタル社会の進展に伴う個人情報の利用拡大や意識の高まり、そしてこれまで国や地方公共団体及び民間の個人情報保護に関する法令が統一されず、不均衡であったことから、個人情報保護に係るルールを個人情報保護法に統一し、個人情報保護に関する所管を国の個人情報保護委員会に一元化を行うための法律が令和5年4月1日に施行されることに伴いまして、土浦市個人情報保護に関する法律施行条例を制定し、法の施行に関して必要な事項を定めるとともに、既存の個人情報保護条例を廃止するというものでございます。つぎに、3番の法律施行条例案の主な規定内容を以下の表にまとめさせていただいております。令和5年度以降は法が市に直接適用されますが、おおむね市の現行制度に合わせた内容とするため、法律施行条例案におきまして、以下の六つの規定を設けるというものでございます。

①の開示決定期限及び特例につきましては、国の開示決定期限は、請求日から30日以内、事務処理上困難な場合60日まで延長可となりますが、条例におきまして、開示決定期限を短縮できるため、市の対応案としましては現行条例どおり、原則開示決定期限を14日以内としまして、事務処理上で大量請求等の困難な事由がある場合の開示決定期限の特例を定めております。②開示の実施における本人確認につきましては、国は開示請求時のみとしておりますが、市の対応案は現行条例どおり開示時期にも本人確認を行うものとするものでございます。③開示請求にかかる手数料につきましては、国の開示手数料は1件300円としておりますが、市の対応案では、現行条例どおり手数料を無料としまして、コピー料金などの実費相当額のみを請求者負担とするものでございます。④の土浦市情報公開個人情報審議会への諮問でございますが、今回の法改正では、個人情報提供の可否などの具体的事案の審議ができなくなりますが、条例に定めることで、個人情報保護制度の運用につきましては、諮問が可能となるため、対応は関係条例の制定改廃、個人情報の安全管理措置基準などを、市の審議会に諮問し、意見を求めるというものでございます。つづきまして、⑤の運用状況の公表ですが、法には適用規定されておりませんが、現行条例どおり運用状況を毎年1回公表するというものでございます。⑥ですが、情報公開条例の一部改正につきましては、情報公開制度と個人情報保護制度の整合を図るために、情報公開条例の一部を改正する旨、付則で規定するというものでございます。なお、当該条例の施行日は令和5年4月1日とするものでございます。2ページ以降は参考までに条例の条文に関する制定内容説明書及び条例案文を添付

させていただきます。説明以上でございます。よろしくお願いします。

○吉田（千）委員長 それでは、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 ないようでございますので、ここで暫時休憩とさせていただきますと存じます。再開は午後１時からいたしますので、よろしくお願いいたします。

【休憩：午前１２時】

【再開：午後１時】

○吉田（千）委員長 午前中に引き続きまして、委員会を再開をさせていただきたいと存じます。委員の皆様のお自身の発言の際には、恐縮ですが、必ずマイクのスイッチを入れていただいて、御発言をお願いします。よろしくお祈いします。それでは、資料③土浦市情報公開個人情報保護審査会条例案について説明をお願いします。

○平井総務課長 総務課でございます。土浦市情報公開個人情報保護審査会条例案について、御説明をいたします。資料の大きな１番、制定の趣旨でございますが、午前中の御説明ありました先ほどの土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴いまして、土浦市情報公開個人情報保護審査会条例を制定するとともに、既存の情報公開個人情報保護審議会条例を廃止するというものでございます。つぎに、大きな２番の審査会条例の主な規定内容となりますが、当該審査会の組織、審査手続きにつきまして、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨に沿ったものとするため、以下の規定を設けるというものでございます。①の趣旨につきましては、個人情報保護法の一部改正に伴い、個人情報の収集、内部利用、外部提供の可否などの事案は、国のガイドラインに基づき運用することになり、当該審議会の所掌事務が情報の非公開決定に対する審査請求があった場合の審査が主な所掌事務となるため、組織の名称を審査会に変更するものでございます。②の設置でございますが、当該個人情報の保護に関する施行条例におけます審査会への諮問する事項としまして、審査会の所掌事務を定めるものですが、そのうちの（３）個人情報の適切な取扱いの確保に関する事項の調査審議につきましては、新たに当該審査会に法律施行条例の改廃や個人情報の安全管理措置の基準及び個人情報の取扱いに関する運用細目などについて、諮問ができる旨規定をするものでございます。その下の（４）でございますが、行政事務手続き上、対象人数１，０００人以上のマイナンバーを含む個人情報ファイルを保有する必要がある、個人の権利利益に与える影響を認識し、リスク軽減のための適切な措置等に取り組むことを公表する旨、第三者として審査会に意見を求めるということにつきまして規定をしているというものでございます。③審査会の組織でございますが、旧審議会条例同様に、委員構成は５人以内としまして、会議部会などは旧審議会条例と同様とするものでございます。④の審査会の調査審議の手続き等につきましては、審査会の調査権限や手続きなどを定めるもので、旧審議会条例と同様とするものでございます。⑤の個人情報の適切な取扱いの確保に関する調査審議につきましては、法施行条例第１０条の規定によります個人情報の適正な取扱いの確保に関する必要な調査審議に係る事項について、規定をするものでございます。最後に⑥の審査会の委員に対する罰則でございますが、職務上知り得た

秘密を漏えいした場合の罰則について規定したもので、旧審議会条例同様に1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するもので、また、罰則の区域外の適用については、12月まで期間を要してございましたが、水戸検察庁との協議によりまして、市の区域外において、秘密を漏えいした場合についても同様に適用する旨を定めたものでございます。なお、3番の当該条例の施行日につきましては、施行条例同様に、令和5年4月1日とするものでございます。資料の2ページから9ページが、条例の制定内容説明書、10ページから15ページが条例案となります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員長 それでは、委員の皆様から御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料④神立駅西口地区土地区画整理事業に伴う町の区域の変更について説明をお願いします。

○平井総務課長 神立駅西口地区土地区画整理事業に伴う町の区域の変更案につきまして、御説明いたします。サイドブックス資料④をお願いします。1番の変更までの経緯でございますが、本市とかすみがうら市との行政界につきましては、神立駅西口地区土地区画整理事業に伴い、造成された整形の区画に合わせた行政界変更の必要が生じたため、令和4年第1回定例会で議決承認され、同年9月の県議会定例会を経て、12月の総務省告示をもって、令和5年1月1日に正式に行政界が変更になりました。当該変更に伴い、2番の変更の目的にも記載のとおり、本市の町の区域に一部変更が生じております。変更箇所について図面により説明いたしますので、資料2ページ、行政界変更区域明細図をお願いします。新しい行政界となる、赤の一点鎖線に囲まれた、桃色に染められた区域が、土浦市に編入された部分。緑色で囲まれた部分が、かすみがうら市に編入された部分となりますが、本市に編入された、桃色の部分に記載のとおり、稲吉2丁目の2613の7の一部、2618の3の一部、2618の5の一部が存在しており、同様に、かすみがうら市に編入された緑色部分にも、神立中央1丁目の4300の6の一部、4300の7の一部、4300の54の一部、4300の56の一部、4300の68の一部が存在しており、町の区域に変更が生じております。つきましては、本年7月に実施を予定しており、区画整理事業の換地処分の際に、異なる町の土地の合筆が出来ないことから、地方自治法第260条の規定により、本年第1回市議会定例会に、町の区域の変更を議案として提出しまして、事業主体側で換地処分及び、登記が円滑に行えるようにするものでございます。資料1ページにお戻りいただき、3番の変更の概要ですが、先程説明させていただいたとおり、かすみがうら稲吉二丁目の一部や区域に隣接する道路を、神立1丁目の区域に変更し、同様にかすみがうら市においても、神立中央1丁目の一部や区域に介在する道路を、稲吉2丁目に変更するものでございます。今後の予定につきましては、4番に記載のとおり、町の区域の変更案議会承認後に3月に町の区域の変更を告示し、7月に換地処分の公告を予定しております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員長 それでは、委員の皆様から御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、資料⑤土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

○武井人事課長 人事課でございます。土浦市特別職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。まず、今回の条例改正におきまして、関係のあることも政策課菊田課長と、生涯学習課佐賀課長に同席していただいておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、1番の制定理由でございますが、本案につきましては、令和5年度より認定こども園の設置、審査会等の名称変更などの各種制度改正が行われることから、これらに合わせ、各委員等の報酬を定める土浦市特別職の職にある者の条例等の委員の名称変更等の各種改正を行うものでございます。それでは、具体的な実施内容について2番の実施内容で御説明いたします。まず、項目の1番、認定こども園設置に伴う医師、歯科医及び薬剤師に関する報酬の追加でございます。認定こども園は、学校安全衛生法に準じ、医師、歯科医及び薬剤師の配置が義務づけられているものでございます。令和5年10月1日の認定こども園の設置に向け、認定こども園における健康診断等を実施する医師等につきまして、報酬額を設定するものでございます。つぎに、項目の2番情報公開個人情報保護審議会の委員の名称変更でございます。令和5年4月1日からの法改正に伴い、情報公開個人情報保護審議会の名称は、情報公開個人情報保護審査会に変更されます。これに伴いまして、変更後の審査会に委員報酬を設定する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。項目の3番学校評議委員の廃止及び学校運営協議会の委員報酬の設定でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、令和5年度よりコミュニティスクール制度が開始されます。これにより、現在の学校評議委員は廃止され、これに代わって新たに学校運営協議会を設置することとなります。そのため、学校評議委員の報酬を削るとともに、新たに学校運営協議会の委員の報酬を定めるものでございます。項目の4番目非常勤の事務嘱託に関する外国旅行旅費の削除でございます。令和2年度に会計年度任用職員制度が施行されたことに伴い、非常勤の事務嘱託は廃止されました。そのため、外国旅行の旅費欄に残っておりました非常勤の事務嘱託の項につきましても、今回の改正で廃止するものでございます。そのほかといたしましては、文言修正、引用案文の改正などを行うものでございます。なお、項目の1番目、認定こども園関係の改正につきましては、令和5年10月1日より、その他の改正につきましては、令和5年4月1日より施行するものでございます。なお、2ページ以降は条例案文となっておりますので、また別添は新旧対照表となっておりますので、後程御覧いただければと思います。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田(千)委員長 それでは、委員の皆様から御質問はございますか。

○吉田(博)委員 認定こども園の方でさ、医者とか薬剤師に対する報酬額ってのはいくらの、これ。

○武井人事課長 歯科医の報酬につきましては10万600円で、薬剤師につきましては7万8,900円となっております。この金額なんですが、医師及び歯科医は、現在

の保育所の嘱託医の金額と、薬剤師につきましては、学校薬剤師に準じた単価で設定しております。

○吉田（博）委員 それと、学校評議委員が廃止になって運営協議会を設置すると、内容は一緒なのか、これは。

○佐賀生涯学習課長 学校評議委員と学校運営協議会の違いでございますけれども、今までの学校評議委員は、校長の求めに応じて意見を述べるということができるというようなことで、個々に意見を述べていたというような状況でございます。学校評議委員になりますと、今度は合議体というような形になりまして、協議会の方で意見を取りまとめた上で、学校運営に関する意見を述べるというような形になります。今まで学校評議委員の方は、各校5名程度いらっしゃったというところですが、今後評議委員につきましては、最大で15名を上限としまして、10名から15名程度で各校を構成をするというような状況でございます。

○吉田（博）委員 そうすると、人数を増やして運営協議会の意見をまとめて校長に提案するっていうか、出すということで、これは集まりっていうのはどういうふうにやるの、これ。新たな15名ぐらいの委員さんの、協議会委員さんの集まりってのは。

○佐賀生涯学習課長 学校ごとに委員長を設けまして、委員長が招集するような形になります。今まで評議員の方は、年間2回から3回程度会議の方を開催しておりました。学校運営協議会の方も、まずは同程度の回数から始めようというようなことで、来年度は年3回の開催を予定しております。以上でございます。

○吉田（博）委員 これは15名は誰が任命するの。

○佐賀生涯学習課長 まず、校長から推薦を出していただきます。推薦をいただいた方を確認しまして、教育委員会で委嘱をするというような形をとらせていただきます。これは学校評議委員の時も同じような形で行っておりました。以上でございます。

○吉田（博）委員 報酬はいくら、これ。

○佐賀生涯学習課長 学校評議員の時と同様に、年間12,000円をお願いをしたいと考えております。

○吉田（博）委員 あまり変える必要ねえと思うんだけど。

○佐賀生涯学習課長 こちらは、法律の改正がございまして、以前はコミュニティスクール学校運営協議会については、置くことができるというようなところだったんですが、平成29年の法改正に伴いまして、置けるように努めなければならないというようなことで努力義務化されたところがございます。その後、こちらが設置義務になるのではないかというようなことで当時から言われておりまして、土浦市におきまして、平成30年当時から導入に向けた検討を始めたところがございます。以上でございます。

○吉田（博）委員 国も面倒くさいことやってるなあ。だったら最初に努力義務じゃなくて義務化すりゃいいんだよな。なんかこういうところは本当に国が何やってんのかなと思うんだよな。

○佐賀生涯学習課長 土浦市におきましては、今の制度、評議員の制度でも、それ以外にも、住民の方々、ボランティアの方々が非常に地域と学校が協力をして運営してきて

いるところでございますが、都市部などでは、どうしても疎遠になっているというような状況がございまして、そういった学校と地域、学校を核とした地域、というようなものを今後進めていく必要があるというようなことで、法律といいますか、制度化をされたものでございます。以上でございます。

○吉田（博）委員 大変だな、担当課はな。心中お察し申し上げます。はい、以上。

○佐賀生涯学習課長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料⑥土浦市自主防災組織運営事業補助金の一部改正について、説明をお願いします。

○皆藤防災危機管理課長 防災危機管理課でございます。サイドブックスの⑥をお願いいたします。土浦市自主防災組織運営事業補助金の一部改正について、説明をさせていただきます。現在、市内の自主防災組織を対象に、自主防災組織が主催いたします会議等で打ち合わせや、また、研修会等に係る資料の作成、防災資機材の購入、消火器、発電機、非常食にかかる経費については、運営補助金と、それともう一つですね、自主防災組織が自主的な防災訓練に要する経費、給水活動で使用する非常食や、消火訓練等で行う消火器など、そういうものの消耗品や備品等の購入費等が訓練の補助ということで、補助金の対象になります。この二つの補助金を一つに統一することで、申請手続きの効率化を図りまして、自主防災組織の負担を軽減、また、補助の利用増加と、そして組織の活性化を図るということを目的としているものでございます。改正後は、補助対象費を今までの運営等と訓練、こちらから一括の運営ということにさせていただきます、補助率は3分の2、限度額は5万円とするものでございます。令和5年度よりこの内容で実施していきたいと考えているものでございます。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 それでは、皆様の方から御質問はございますか。

○海老原委員 今までは運営事業と、それから訓練事業が別々の補助金を出したんだけど、今度一括ということは、例えば、運営は年度当初に出して、それから訓練が後でやった場合は、とりあえず自主防災組織が立て替えみたいな形になっちゃうのかな。

○皆藤防災危機管理課長 こちらは、いつまでに当初の申請を出してくださいということはございませんので、まず、各自主防災会の方で、年間の予定を立てていただいて、それで年間どのくらいかかるのかといったものが決まり次第、こちらに全体の訓練とか、運営全部含めて、運営として提出いただくということになるかと思います。それで、予算等がその時に足りなければ、先にうちの方で補助金として出して、概算払いで出すというようなやり方で実施していきたいというふうに考えております。

○吉田（博）委員 うん。これすごいいいわ。今までずっと分けてきてやっているから、各町内の方も今までどおりだというような感覚があるだろうから、よく周知徹底してさ。1回でいいんだよと、運営だけでも出るよ。その辺だけよろしくお願いします。

○皆藤防災危機管理課長 こちらは、3月の30日に自主防災会の会長の皆様にお集まりいただきまして、この変更内容等を説明させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○吉田（博）委員 大変いいです、これは。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つづきまして、資料⑦防災行政無線に関するアンケート調査結果について説明をお願いします。

○皆藤防災危機管理課長 防災危機管理課でございます。サイドブックの⑦をお願いいたします。防災行政無線に関するアンケート調査結果について、報告をさせていただきたいと存じます。この度実施いたしましたアンケート調査は、今後の防災無線の運用について、市民の意見を聴取して、今後のあり方を検討するということで実施したものでございます。実施期間は1か月間といたしまして、市内在住の18歳以上の方2,000名にアンケート等を送付させていただいて、回答者数は727名、回答率は36.4パーセントということでございました。調査の決算結果の考察等でございますが、災害情報の入手方法について質問したところ、多くの方が災害情報についてはテレビから入手していると。また、インターネットや防災行政無線、ラジオ、SNS等の手段を利用している方が多いということが分かりました。また、今後充実して欲しい災害情報の発信手段といたしましては、防災行政無線の方が59.3パーセントと、最も多くさらなる充実への期待がうかがわれるものでございました。また、それに伴って戸別受信機の充実の方もしていただきたいというような声も17.1パーセントというふうになっていたところでございます。つづきまして、防災行政無線について、放送時間だとか放送の音量、話しているスピード、言葉遣いについて聞いたところ、これらについてはおおむね良好な意見をいただいたところでございます。つぎに、屋外スピーカーからの放送は聞こえますかと聞いたところ、聞き取りにくいと、あと聞こえないという方が5割を超えていたというようなことがございます。また、これは台風等で風雨が激しい時などは考慮いたしますと、さらに聞こえづらくなってしまうというようなことで、対策の検討が必要という結果となったところでございます。つぎに、放送内容の必要でございます。質問内容といたしましては、防災行政無線につきまして、防災情報、防犯情報など緊急を要する重要な情報を基本に放送しておりますが、このことについて御意見を聞かせくださいといった質問させていただいたところでございます。結果といたしましては、今までどおりで良いが7割を超えていたというところでございます。緊急地震速報や台風河川情報などの緊急情報については、高い結果を得られたんですけども、一方で、夏暑いとき流しております熱中症、また偽電話詐欺などの注意喚起の情報等については必要度が意外と低かったというような状況でございます。また、この中で、市のお知らせについても流してはどうかというような意見をいただきまして、その内容についても様々な状況でございました。このアンケート結果を踏まえまして、防災情報の発信等については、今後もホームページ、LINE、Twitterなど新たな発信を今現在しているところですが、引き続き、多様化を図り、各世代に対応した情報発信に努めていきたいというふうに考えているところでございます。情報発信について、広報紙等で周知しているところですけども、まだまだ市民に対しまして、うちの方からどの

ような発信手段をとっているかというところが伝達してないというところがございますので、そちらも周知啓発の強化を図っていきたいと考えているところでございます。つぎに、防災無線の運用についてでございます。多くの意見を今回いただきましたので、その放送内容について、今後もいろいろ研究等を進めていって、今後の運用に取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。今回のアンケート調査結果については、資料の⑦の方に掲載してございますので、後程、御覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 それでは、委員の皆様、御質問はございますか。

○吉田（博）委員 質問じゃないんだけど、このアンケートね、良かったね、これね、やってね。改めて認知するっていう所もあるからね。やはりホームページとかさ、ネットなんかは若い人たちはそちらを見るという傾向で、ある程度年齢がいった方々は防災無線が頼りですよというような、大ざっぱに言うとそういう結果なんだけど。その中で皆藤課長が言ったように、台風とか大雨の時には聞こえづらいと。当たり前だよな、これな。二重サッシの窓閉めてカーテンやってさ、聞こえるわけねえんだよな。それに対して、そういうと聞こえないって言われても、対策するって言うけどさ、対策のしようがねえんじゃないかね、これ。俺は諦めるしかないと思うんだけどな。どうだろう。

○皆藤防災危機管理課長 スマートフォンをお持ちの方については、今年9月に導入しましたコスモキャストがでございます。防災無線の内容をスマートフォンで聞けるといったものがございますので、そちらの周知を図っていきたいと考えております。また、そういうものがない方については、戸別受信機の方を引き続きPRしていきまして、導入していただければというふうに考えております。この二通りで、まずはやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○吉田（博）委員 俺もよく言われるんだ。雨の時とか、台風の時間聞こえねえって。だから聞こえねえのは当たり前だって言ったんだよ。諦めろって言ってんだよ。そんでいいかな。

○久松委員 戸別受信機の設置状況はどうですか。

○皆藤防災危機管理課長 今年度も、15件ほどの申込みがあったところでございまして、つい最近も1件の申込みがございまして、来年度4月以降を導入するというような運びになってございます。以上でございます。

○久松委員 これから導入するの、これ。今まであったんじゃないかった。

○皆藤防災危機管理課長 申し訳ございません。今年度15件申し込みがあったということで。

○久松委員 全体で何件ぐらいあるんですかっていうこと。

○皆藤防災危機管理課長 申し訳ありません。それはちょっと調べて報告させていただきたいと思います。

○今野委員 これは設置の時にというのは、費用はどういうふうになってましたでしょうか。

○皆藤防災危機管理課長 こちらにつきましては、設置費込みで3万8,500円、う

ちの方から全額出しているという状況になっています。

○今野委員 全額ですか。これを申し込んだ段階でかなり件数が増えてしまったらもうキャパシティオーバーみたいなそういうこともあり得るんですが、その年度で。

○皆藤防災危機管理課長 なるべくうちの方で予算がなくなって流用等で対応しているところでございますけれども、それでも足りない場合などは、翌年度まで待っていただくというようなことも実際ございます。

○今野委員 幅広くというか優しい対応をなさってくださっているということですね。

○皆藤防災危機管理課長 はい。

○今野委員 分かりました。大丈夫です。

○吉田（千）委員長 細かい台数は後で出していただくということなんですが、平均してどの程度年間で要望があるのかというのは分かりますか、ある程度。それも含めて、後から報告の方がよろしいですかね。

○皆藤防災危機管理課長 そちらも含めて、改めて報告させてもらいたいと思います。

○吉田（千）委員長 はい。分かりました。ではお願いします。そのほかございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑧南支所駐車場拡張予定地の取得について、説明をお願いします。

○秋山管財課長 管財課でございます。御報告いたします。サイドブックスの資料⑧南支所駐車場拡張予定地の取得についてをお開けください。現在、荒川区南支所及び学習等供用施設は、慢性的な駐車場不足が生じております。そのため、南駐車場脇の土地を取得するものです。こちら下の位置図の方見ていただきたいと思いますと思うんですが、こちらの赤い枠の線、大きい枠の線が南支所荒川沖の学習等供用施設になります。その脇に、土浦市所有の土地、南支所の駐車場があるわけですが、今回、その隣、一番右端の所、黄色い枠線でくくられたところを購入するものになります。取得の場所は荒川沖西2丁目349番地。平米数が272平米。坪数で約82坪。取得予定額としては370万円。坪単価として約4万5,000円になります。取得予定時期といたしましては、この3月を考えております。南支所及び学習等供用施設は、今度の4月の選挙の投票所であるために、先にこちらを購入して、簡単ではございますが採石敷にでもしていきたいと思っております。また、管財課では取得後この南支所の駐車場として移管する予定でおります。説明は以上になります。よろしくお願いします。

○吉田（千）委員長 委員の皆様から御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 大変良かったなという。使用するに当たって、駐車場がちょっと足りないよというお声がいただいていたところでもございましたので、隣接するすぐ隣の土地を買えたということはとても良かったなというふうに思います。これは意見でございます。ありがとうございます。つぎに、資料⑨建設工事等における最低制限価格及び低入札価格調査の改定について説明をお願いします。

○秋山管財課長 管財課でございます。サイドブックスの資料⑨建設工事等における最

低制限価格及び低入札価格の改定についてをお開けください。現在土浦市では一般競争入札においてダンピング防止のため、最低制限価格を設けていますが、土浦市で採用しているモデルというものは、中央公契連の平成29年度モデルという古いモデルになります。現在、国県においては、令和4年モデルで行っているものになります。そのため、工事の品質確保と企業の担い手の育成確保、適正な利潤の確保のため、また、建設業協会からの要望を踏まえまして、令和4年度モデルに改正するものでございます。併せて、本年度から実施している総合評価方式についても、低入札価格調査の基準価格等も改定したいと思っております。下に①といたしまして、最低制限価格の改定例を載せております。今までは予定価格、設計額ですね。設計額の上限を90パーセント出したところを、92パーセントに上げて、より高い位置での競争をするということになります。2番の低入札価格の改正についても、最低制限価格と同様に、調査基準価格の90パーセントを92パーセントに上げて、より高い位置での競争することを考えております。また、適用予定日としては、令和5年4月以降の入札公告対象案件から適用したいと思っております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

○久松委員 表題の公契連って何ですかこれ。これ、専門家しか分からないよ。

○秋山管財課長 中央公契連ですが、土浦市ほか、国県、他の市町村もそのようなものなんです。契約をする上で、モデルというものを考えております。例えば、工事においては、直接工事に対して直接工事費がいくら、溶接架設費がいくらという基準を決めている所になります。ただ、このモデルというものが、現在土浦市では平成29年度モデル。ただ、そのあとに、国の方で改正がありまして、平成31年度モデル。それで、この間、令和4年モデルというふうな形で、最低制限価格を考えていきなさいというふうな指導があります。どちらのモデルを使っても構いませんが、市町村自身の独自に任せているというのが現状になっております。以上になります。

○久松委員 公契連をフルネームでいうと何て言うの。

○秋山管財課長 すいません。申し訳ないです。今の資料がありませんので、調べて御報告したいと思います。

○吉田（千）委員長 お願いします。そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑩土浦市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル方式による選定結果について説明をお願いします。

○北島納税課長 納税課でございます。資料はサイドブックの⑩になります。土浦市ふるさと納税業務委託公募型プロポーザル方式による選定結果についてをお願いいたします。現在、本市では複数のポータルサイトを開設し、ふるさと納税事業を展開しておりますが、さとふる以外のポータルサイトを一元管理する民間事業者を公募により選定いたしまして、民間事業者のノウハウを活用し、ふるさと納税の販路拡大を目指すものでございます。昨年末に提案書の公募を実施したところ、10社から応募があり、去る1月30日にプロポーザル選定委員会において審査を行った結果、株式会社新潮プレス

が最優秀提案者として選定されましたので御報告をさせていただきます。新潮プレスは、宇都宮に本社を持つ事業者で、全国130自治体を超える業務実績や、ふるさと納税寄付額全国一位の北海道紋別市の運営を担うなどを実績は十分で、商品の企画力やページの見せ方、サポート体制などが高評価のポイントになりました。なお、さとふるは現在そのまま継続となりますが、そのほか、楽天などのポータルサイトについては、サイトを再構築するため、3月半ばから2週間程度を一時閉鎖をいたします。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 そのほか、総務部から何かございますでしょうか。

○秋山管財課長 先ほど、久松委員から御質問がありました中央公契連なんですが、ちょっと長いので、読ませていただきたいと思います。中央公共工事契約制度運用連絡協議会という名前で、こちらの方で、各事業所をこのような契約で考えてやって欲しいというふうな旨になっております。以上です。

○皆藤防災危機管理課長 防災危機管理課でございます。先ほど戸別受信機の件数ですけれども、令和4年4月1日現在で788基を出しております。それで平成30年度から今年度、今現在までの平均は年間17台を貸与しているというような状況でございます。以上でございます。

○羽生総務部長 そのほかはございません。

○吉田（千）委員長 それでは、委員の皆様から何かございますか。

○今野委員 この議案ではないんですけども、伺いたいんですが、先日小松坂下交差点に防犯カメラが設置されたんですね。それで、たまたま私前を通ったので聞いてみましたら、防犯カメラを今設置しているところだということで、内容を聞きましたら、リアルタイムで物を見られるのではなくって、録画したものを何か警察に通報があった時に確認するっていうふうに聞いたんですね。ですので、警察に通報がなければ、2週間ぐらいで消えちゃうとのことでした。そうなったらもっと些細なというか、例えばちょっと変な人が歩いてたとか何とかっていう時に、警察まで通報が行かなくても危機的なことがあったとしたら、リアルタイムで見て判断できるっていうことが有効なのかなというか、2週間経って消えてしまう。それはどうしてですかって聞いたらお金がかかると言うんですね。調べてみたらというか、詳しい人に聞いてみたら、いや全然そんなお金はかからないよという説明を受けたので、その辺はどうかなということがちょっと。全然認知されていないんですよ、皆さんに。私も初めて聞きました。ですので、防犯カメラがここにあるよっていうことを、せめて地元の皆様が知っているっていうことが、かなり有効なんではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○篠塚副委員長 生活安全課かな。

○今野委員 違いますか。はい。失礼しました。

○吉田（千）委員長 この後控えてくださってはいらっしゃるので。

○今野委員 次で大丈夫です。御迷惑をお掛けしました。

○吉田（千）委員長 すいません、申し訳ありません、総務部について何かありましたら。

○篠塚副委員長 先日ですね、土浦市女性団体連絡協議会の中で話題になったんですが、1月20日付の茨城新聞で、女性係長じんわり増加っていう見出しでですね、各市の割合が発表になっています。残念ながら土浦市は、14.6パーセントと非常に低い数字になっておりまして、ちょっとびっくりしたという話がありました。いろんな調査方法があると思うんですけども、こういう発表が新聞に出てしまうと、あまりイメージ的によろしくないかと思うので、この辺の事情が分かれば説明していただきたいと思います。

○武井人事課長 私にもこの新聞を朝一で見まして、まず捉え方なんですけれども、係長に占める女性職員の割合というような形になっておりまして、この係長という位置付けが各市町村によって異なっております。例えば、本市におきましては係長というものが全部管理職になっておりまして、市町村によっては管理職として係長として付けてないというか、位置付けてない市町村がございます。本市においても、以前ですけれども、5、6年前までは行政職の3級でも係長というような位置付けをしていったわけなんですけど、ただ、係長というのはあくまでも係の長だというようなことで、明確にすることによって、その係長というものを主任に変えました。実際それによって、やはり係長っていうのは現在、あくまでもうちの方ではポスト係長という位置付けなものですから、その割合が新聞としては14.6パーセントっていうような形で公表しておりますが、実際にこの新聞を見ていただいた中で、県内の女性職員の管理職の割合っていうのが大体平均して12.6パーセントという形で記載されているとおり、あくまでもうちの方で公表したのは、係長、いわゆるポスト係長の女性職員の割合ということです。ですので、例えばその非管理職、いわゆる以前係長として位置付けていた3級の職員の割合を示すと、46.4パーセントというような数字になりますので、あくまでも市町村によっても係長という位置付けが異なっているというようなことでの記事でございます。以上でございます。

○篠塚副委員長 事情は分かりました。ただ、管理職の基準とはまだ低い状況だと思えますので、県内が低いから、ある程度上回っているっていう話じゃなくて、今後とも努力していただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

○武井人事課長 一応、うちの方でも女性職員の活躍推進法に基づいて、令和7年度には女性管理職30パーセントという目標でおりまして、現在、ちょっとその管理職の割合からするとおおむねですけども25パーセントぐらいですので、一応達成できるようなところまでは来ておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○羽生総務部長 1点補足させていただきたいと思うんですけども、この調査では、守谷市54.2パーセントとか、つくば市は43.6パーセントっていう数字を出していただいています。今人事課長が申し上げましたように、つくば市に聞いたところ、うちでいう3級の職員を出したということなんで、本来この調査の適用を見ますと、うちで答えたようなその係単位でのトップの数字を出してくれと。名称での係長ではなくて、係をうちで言う何々係の長の数字を出してくれという形で答えているんですけども、

自治体によってそこまで読まずに、人事部門での調査の回答ではなくて、女性担当、この調査が内閣府の調査ということで、人事部門まで届かないでの調査がいつてしまっているような形で、名称で係長が何人だっているということで、先ほど申し上げましたつくば市はこの新聞上だと係長の数が544ありますよと、544で237人が女性ですよってというような答え方をしています。土浦は103の係で15人だよと。土浦とつくばってそんな5倍も係の数が違うのかっていることであると、そういうことではありませんので、なかなかこの調査の仕方も含めましてですね、回答の仕方が各市町村まちまちになってしまったということで、こちらは一昨年の調査の数字が新聞に出ているというような状況でございます。

○篠塚副委員長 分かりました。

○吉田（博）委員 この後の市民生活部の方でも話しするけども、部長さ、さっき管財から南支所の土地を買ったという報告があったろう。狭くて。都和支所も狭いんだよ。車が2、3台しか止まらないんだよ。南側が100坪ぐらい空いてんだよ。あそこ銭出して買えや、あれ。市民生活部の市民課かな。この後言うから。よく調べて、担当とよく協議してくれ。

○吉田（千）委員長 よろしくお願ひしたいと思います。それでは、総務部の皆様は退席していただいて結構でございます。大変お疲れ様でした。ありがとうございます。暫時休憩します。2時再開いたします。

【休憩：午後1時52分】

【再開：午後2時】

○吉田（千）委員長 それでは、市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づきまして、令和5年度土浦市一般会計予算案主要事業について、資料①ア地域公民館整備事業について、執行部より説明を願います。

○佐野市民活動課長 市民活動課でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、資料の①のア令和5年度の一般会計予算案についての地域公民館整備事業につきまして、御説明させていただきます。この事業は町内会等の地域活動や交流の拠点であります地域コミュニティ施設、公民館の新築等に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の連帯感、コミュニティ意識の高揚を図っていくものでございます。令和5年度は、事業概要にも記載がございますとおり、新築が田村町の1件、修繕が穴塚町の1件、用地の取得が右弼四区と大手町の2件を予定しており、それぞれ新築が1、468万円、修繕が266万円、土地の取得が986万円、合計で2、720万円の補助金の交付を予定しております。また、本事業についての実績につきましては、令和4年度末までに、新築、改築が44件、増築修繕が51件の補助を行ってまいりました。しかしながら、集会施設を所有していない町内会が7町内あることや、建築後、30年が経過する公民館が全体の約4割を超えることから、今後も各町内会からの要望が予想されます。そのようなことから、この地域公民館整備事業につきましては、地域公民館を拠点として、地域の連帯感及びコミュニティ意識の醸成を図り、さらなる地域コミュニティの活性化を図るため、引き続き実施してまいりたいと考えております。説明につきましては以上で

ございます。

○吉田（千）委員長 委員の皆様、御質問はございますか。

○久松委員 土地と建物それぞれ、補助の割合ってのはどの程度でしたっけ。補助金の割合。

○佐野市民活動課長 建物に関しましては、町内世帯数によりまして、上限が最高2,000万円までとなっております。

○久松委員 世帯数によってはってどういうことなんですか。

○佐野市民活動課長 補助の方なんですけども、新築改築につきましては、本体工事費の3分の2の補助ということで、やはり200世帯未満と小さい町内につきましては、上限が1,400万円。そして、500世帯を超える大きな町内に関しましては、2,000万円となっております。

○久松委員 はい。了解。分かりました。

○佐野市民活動課長 申し訳ありません。あと用地の取得なんですけど、こちら上限が500万円となっております、取得費の3分の2を助成しております。以上でございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料①イ女性のための寄り添い支援事業について説明をお願いします。

○佐野市民活動課長 市民活動課でございます。資料の①のイ同じく令和5年度予算案についての女性のための寄り添い支援事業をお願いいたします。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会的に孤立し、困難や不安を抱えている女性に対して、社会との絆やつながりの回復を図ることを目的に、各種相談や居場所の提供、ハローワーク等への同行支援など、個人に寄り添ったきめ細かい支援を実施することを目的に、国の地域女性活躍推進交付金を活用し、委託により事業を実施するものでございます。この事業は、既存の相談事業ではできなかったLINE等でのSNSでの相談や電話相談、対応時間の拡大等を図り、令和4年9月からNPO法人スポーツ健康支援センターが受託者となり、事業を実施しております。事業の内容についてですが、対面相談については月曜日から土曜日の10時から16時、電話相談は月曜日から土曜日の10時から20時、メール及びLINE相談は月曜日から土曜日の10時から20時まで相談を受け付けております。アウトリーチ型支援同行支援は、月曜日から土曜日の10時から16時まで。また、居場所の提供としては、中央1丁目でございますコミュニティサロン寄り添い土浦を月曜日から土曜日の10時から16時まで開設をしております。令和5年度は委託料として767万4,000円を計上させていただいており、このうち4分の3に当たる575万5,000円が国からの交付金となり、この交付金を受けるための条件として、事業の委託先はNPO法人等の民間団体に委託することが条件となっております。令和5年度につきましても、社会的に孤立し、困難や不安を抱えている女性を支援していくため、本事業の周知に努め、継続して実施してまいりた

いと考えております。なお、本事業の担当についてですが、先日の予算内示会でお示したとおり、機構改革によりまして、人権推進課が担当となります。説明につきましては以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員長 ありがとうございます。なかなかコロナ禍でふさぎ込んでしまうような女性への支援という中で、こういった取組をしていただきましてありがとうございます。それで、昨年の9月からということですので、まだたくさんの相談件数があるという状況ではないと思うんですが、その辺の実績が分かりましたらということと、こういったことを個人的な情報になるので、なかなか大きくは言えないと思いますが、こういった悩みを抱えているのかなってということがもし分かるようなことで表現ができるとすれば、お伺いできればというふうに思います。

○佐野市民活動課長 市民活動課でございます。相談件数でございますが、1月末までの実績でございます。9月から1月末までの5か月間で126件の相談がございました。こちら、月平均に直しますと、25.2人となっております。令和2年のこれまでも実施しておりますフェミニスト相談と一般相談比べますと、こちら、月平均10.8件ということで、2倍以上の相談件数となっております。その中でも、やはり電話での相談も約半分程度ということで、新規で始めた電話相談の割合が多いような状況となっております。また、相談の内容でございますが、一番多いのがですね、やはり生活設計や、あとは人間関係の悩み、やはりお話を聞いていただきたいというような方で、40代、50代の方の利用が多いような状況となっております。以上です。

○吉田（千）委員長 ありがとうございます。やっぱり電話という手段も顔がね、やっぱり出したくないっていうそういう思いがきっとあるんだろうというふうに思います。これはLINE等でもできるんですけど。SNSの活用は。

○佐野市民活動課長 LINE等でも相談の方は受け付けております。

○吉田（千）委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。今後引き続きですね、丁寧に寄り添い支援ということで、また、同行訪問もしていただけるという状況になっておりますので、相談の内容によってはどうぞそちらの方に導いていただければというふうに思いますので、より丁寧にぜひともお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○海老原委員 事業の目的の中にも、それからこのチラシの中にも、新型コロナウイルス感染症の影響があるとあるんだけど、これ新型コロナが、今度、分類が5類に変わるよね。だからこれ、新型コロナに限らず、新型から5類になったらこのチラシも含めて、新型コロナという文章がなくてもいいんじゃないかと思うんだけど。

○佐野市民活動課長 こちら国の交付金を利用しているということでコロナが流行ってということでこういったものを創設されたと聞いております。しかしながら、現在落ちてきているような状況もございますので、チラシの内容等、再度検討した上で広報の方していきたいと考えております。以上です。

○海老原委員 財源に関しても、これは分かんないけど、6年度以降か、5年度も含め

て、コロナ関係の財源じゃないよね。

○佐野市民活動課長 こちらはですね地域女性活躍推進交付金というもので、コロナとは別でございます。

○海老原委員 ですから、余計コロナという言葉はいらないんじゃないかと思うんで。今までもこういうことであつたろうし、これからも続くんだろうだろうと思われるので、その辺はどうなの。

○佐野市民活動課長 こちらの表現のほうも、ちょっと見直しについて考えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○今野委員 場所の提供ということについて、もう少し詳しく知りたいんですけれども、これは先ほど、10時から16時までっていうふうに課長がおっしゃっていたかと思いますが、どこに行っていीか分からないとかそういう女性がそこに行くと、その時間、10時から16時の間まではいられますよっていう、そういうことなんでしょうか。

○佐野市民活動課長 この居場所の提供というのは本当に気軽に立ち寄っていただいて、例えばお茶を持ってきたりして世間話をさせていただくとか、そういったところで利用していただくこともできますし、あとこちらの業務の中でワークショップとかイベント等なども開催しております。そういったものに参加していただければ、皆さんとつながりを持った形でお友達ができるというようなことでそういったものを開かせていただいているような状況でございます。

○今野委員 すいません。場所をもう一度教えていただけますか。名称と住所でもどちらでも。

○佐野市民活動課長 コミュニティサロン。これカタカナでございます。寄り添い、こちらはローマ字でございます。土浦が漢字です。こちらが土浦市中央1丁目10の8。旧土浦幼稚園の近くでございます。近所に駐車場も用意してございますので、そういったものも含めてPRの方はさせていただきたいと思います。

○今野委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つづきまして、資料①ウ清掃センター維持管理事業について説明をお願いします。

○羽成環境衛生課長 環境衛生課でございます。引き続き、環境衛生課の主要事業につきまして御説明申し上げます。資料①ウ令和5年度予算案について清掃センター維持管理事業というファイルの方を御覧いただきたいと思います。清掃センター維持管理事業につきましては、本市のごみ処理施設である清掃センターの安定的な施設稼働を継続していくため、計画的な設備更新を行うものでございます。事業概要でございますが、清掃センターは平成4年の稼働開始以降、定期的な整備工事や、平成28年に行いました基幹的設備改良工事などにより、施設の延命化を図ってまいりましたが、現在老朽化が進んでおりますことから、突発的な修繕も絶えないところでございます。今後処理不能といった事態を招くことがないよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

この度は粗大ごみ処理施設の中で、特に老朽化の著しい回転式破砕機及び排出コンベア、そして、計装機器などを付帯設備の更新工事を令和５年度から６年度にかけ、２か年で実施するものでございます。全体事業費は５億５，４４０万円で、令和５年度は計装設備の配管更新工事等にかかる予算５３９万円を計上させていただいております。説明の方は以上でございます。よろしくお願いします。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つづきまして、資料①エ最終処分場維持管理事業について説明をお願いします。

○羽成環境衛生課長 つづきまして、資料①エの令和５年度予算案、最終処分場維持管理事業の方を御覧いただきたいと存じます。最終処分場維持管理事業につきましては、本市最終処分場施設の負荷軽減を図り、長寿命化のための計画的な埋立量削減を行うものでございます。事業概要でございますが、最終処分場は平成１２年の稼動開始以降、焼却灰や破砕不燃物の計画的な埋立て処理とともに、ごみの減量をリサイクルの推進を行うことにより、埋立量の削減を図ってまいりましたが、今年度、令和４年度からは焼却灰の一部を、外部の民間リサイクル施設に搬出することで、さらなる施設の負担負荷軽減を図っているところでございます。今後は、その焼却灰の外部処理量を増やすとともに、搬出先の民間リサイクル施設を分散するなどしながら、外部処理のリスクを抑えてまいりたいと存じます。予算につきましては、令和５年度も引き続き、外部処理にかかる委託料など４，９３１万７，０００円を計上させていただいております。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

○篠塚副委員長 最終処分場延命化するためにいろんな努力をされていると思うんですけども、これであと何年ぐらい最終処分場は伸ばせるんでしょうか。

○羽成環境衛生課長 最終処分場の使用年限といいますが、いつまで持つかという御質問でございますが、現在残埋立容量、令和３年度末の概算で６万２，０００立米程度となっております。重量換算でいきますと７万トン、７万１，０００トン分ぐらいになるかと思えます。その計算でまいりますと、年間埋立ての方が５，０００から６，０００の間ぐらいで埋立て行っておりますので、１２年ぐらいになるかと思えます。ただ、これはあくまでも当初予定しておりました容量を重量換算して差し引いてきているという計算でございます。実は今年度、実際に測量を今行わせていただいております。実際にどのぐらい残余容量があるのか、今調査をしているような状況でございます。その容量調査の結果を踏まえまして、今後こういった形でこの外部処理の量を増やす、分散する、そこら辺も含めて改めて検討はしてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○篠塚副委員長 最終処分場に２０年持ったとして、そうすると、清掃センターも大体２０年後には、ちょっと施設の的に問題が出てくるでしょうから、両方、大変ですね、これから２０年先のことを考えていくっていうのは。引き続き、適切な処理をお願いいた

します。

○海老原委員 外部リサイクル施設とあるんだけど、結果的に何になるのかな、ガラスになるとか。

○羽成環境衛生課長 今年度につきましては、2か所外部の方に委託をお願いしております。1か所は栃木県の日光市にございます会社でございまして、こちら化学処理を行いました後に、再生砕石として路盤材などで使うような形にリサイクルされてございます。もう1社の方につきましては、県内、鹿島市の方でございまして、溶融化処理を行いまして、やはり路盤材を作るのと併せまして、金銀銅などのメタルにつきましては回収して、再資源化をしているというものでございます。また来年度、もう1か所増やしたいと考えておりますのは、これからの協議になってまいりますけれども、埼玉県にございます施設で、こちらは焼成処理をいたしまして、人工砂、やはり埋め戻し材でありますとか、水はけ改良材などに使うような資材にリサイクルをするものに考えているところでございます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 今の関連です。様々なリサイクルの方法が出てきているような状況がございますので、引き続き、その辺よく見ていただいて、リサイクルが可能なものについては、しっかりとそちらを使っていただければと思うところでございますので、よろしくお願いしたいと存じます。そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料①オ最終処分場埋立地基幹整備事業について説明をお願いします。

○羽成環境衛生課長 同じフォルダ資料①オ令和5年度予算案最終処分場埋立地基幹整備事業の方を御覧いただきたいと存じます。最終処分場埋立地基幹整備事業につきましては、今後最終処分場の埋立てを行っていくに当たりまして、正確に埋立ての進捗度合いなどを把握するとともに、計画的な施設の盛土を行いまして、埋立て容量を確保するものでございます。事業概要でございますが、最終処分場は平成12年から23年までに埋立て地、下流部分の埋立てが行われまして、平成24年からは埋立て箇所を上流部分に移しまして、現在も埋立てを継続しているところでございます。貴重な施設を長期にわたり使用できますように、適切な施設の維持管理に努めてまいりたいと存じます。令和5年度は外周部分、第2層目の盛土工事などを行うとともに、埋立て地の残余容量調査を引き続き行うものでございます。予算につきましては、中間覆土の購入費や盛土の工事費、そして残余容量の調査に係る委託料など3,353万4,000円を計上させていただいております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員長 皆様から御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、令和4年度土浦市一般会計補正予算第15回案資料②神立地区コミュニティセンター管理運営事業について説明をお願いします。

○佐野市民活動課長 市民活動課でございます。よろしくお願いいたします。資料②ア令和4年度土浦市一般会計補正予算第15回案についての神立地区コミュニティセンタ

一管理運営事業をお願いいたします。はじめに、1の今回の補正理由ですが、神立地区コミュニティセンターにつきましては、指定管理者に管理業務を委託しておりますが、ロシアによるウクライナ侵攻及び急激な円安に伴うエネルギー価格の高騰等により、委託料に含めている電気料が当初予算に対して不足するものと見込まれるため、委託料の増額補正をお願いするものでございます。2の補正予算額ですが、歳出につきましては、2款総務費、1項総務管理費、11目市民活動費、12節委託料を51万7,000円増額をお願いするものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料②イ地区公民館管理運営事業について説明をお願いします。

○佐野市民活動課長 市民活動課です。同じくサイドブックの資料②イ地区公民館管理運営事業についてをお願いいたします。はじめに、1の今回の補正理由ですが、先ほど御説明したように、ロシアによるウクライナ侵攻及び急激な円安に伴いますエネルギー価格の高騰等によりまして、一中地区公民館及び新治地区公民館を除く六つの地区公民館の光熱水費の電気料が当初予算に対して不足するものと見込まれるため、需用費の増額補正をお願いするものです。2の補正予算額ですが、歳出につきましては、9款教育費、4項社会教育費、6目公民館費、10節需用費の光熱水費の電気料を195万3,000円増額補正をお願いするものでございます。各地区公民館の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。なお、一中地区公民館につきましては、予算の範囲内で対応ができる見込みとなっております。また、新治地区公民館につきましては、令和4年の12月議会で増額補正をお願いしております。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 それでは、つぎに資料②ウ斎場維持管理事業について説明をお願いします。

○羽成環境衛生課長 つづきまして、環境衛生課の補正予算案につきまして、御説明申し上げます。資料の方は②ウのファイルを御覧いただきたいと存じます。こちらの補正予算は、市営斎場における光熱費の補正増となっております。まず、補正理由でございますが、御承知のとおり、エネルギー価格につきましては、昨今のウクライナ情勢を背景としました、原油などの高騰、また、円安の進行に伴います物価上昇などの影響を受けまして、価格の高騰が長期化している状況にございます。斎場の指定管理者におきましても、施設の節電対策に努め、光熱費のコスト削減に取り組んでまいりましたが、当施設の性格上電気、またガスにつきましては、大きく減らすことのできない固定費となっております。その使用料の方は当初の見込み量とほぼ同程度で推移してございます。一方でエネルギー価格の方は、我々、また指定管理者の方が予見できないほどの大

きな値上がりを見せておりまして、このままでは採算が見込めず、管理運営が非常に困難となってまいります。つきましては、3番各種料金及び使用料の欄に記載しましたとおり、本市が指定管理者募集時に想定しました電気、ガス、それぞれの料金と、今年度の見込み料金との差額光熱費増額分につきまして、補填を行うものでございます。この度、4款衛生費、2項清掃費の2目斎場費において、指定管理に係る委託料を1,355万4,000円の増額補正をお願いしたいと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

○吉田（博）委員 部長これさ、今回の補正は、ここの所管の委員会に限らず、ほかもみんな、電気料、ガスの値上げなんだよね。それで、調べておいて欲しいのは、要するに全体で、これ管財かな、管財になると思うんだけど、総括してまとめているのはな。今回の補正で、全体でどのぐらいの額になるんだと。この電気料とガス代の高騰によって、どのぐらいの持ち出しになるんだというのが一つと、その財源は、要は一般会計の方から出すしかないんだろうけども。その辺だよな。その辺ちょっと調べといてくれない。後で委員会の時にちょっとこう出してもらおうと、全体が見えてくるからな、そうするとな。

○真家市民生活部長 今吉田委員がおっしゃられた部分ですね、管財課に確認しまして全庁的にどの程度の光熱水費の増額があったかという部分とあと財源の部分。できれば交付金、補助金等が充てられる部分があるのかどうかも含めて、調べまして、また委員会の方で報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○吉田（千）委員長 よろしく願いいたします。そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料③特定空家等の行政代執行の事業完了について説明を願います。

○坂本生活安全課長 同じく、委員会資料の③特定空家等の行政代執行の事業完了についてをお願いいたします。生活安全課から今年度実施しました特定空家等の行政代執行の事業完了について報告させていただきます。以前の委員会でも御報告させていただいています藤沢地内にあります特定空家に対する行政代執行についてですが、先月、1月16日に、写真の上段の左側にありますように、生活安全課により代執行の開始宣言文の読上げに始まりまして、業者による解体、それから廃材の搬出処分を経まして、1月の21日に写真の下段の右側の状態のようになりました。かかりました費用経費は227万7,000円で、うち84万4,000円が国庫補助となる予定でございます。解体撤去により、前面道路や、それから隣接建物への危険性が排除されましたことから、この案件は特定空家の認定解除というふうになります。かかりました経費につきましては、今後相続人に対して請求していくということになりますが、御報告のとおり、再三の指導勧告にも、対応がなされなかった経緯がございますので、今後、預金の資産調査や、それから財産の差し押さえなどを行いながら、かかりました経費の回収に努めてまいります。報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員長 御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 そのほか、市民生活部からございますでしょうか。

○佐野市民活動課長 市民活動課でございます。資料等はございませんが、台南市との交流につきまして、御報告がございます。12月議会の委員会及び全員協議会で御説明させていただきましたが、台南市は本市の重要な地域の宝であります自転車、れんこん、花火などの共通点がございますことから、これらの共通点に着目した交流を想定し、日本における外交の窓口機関である台北駐日経済文化代表所及び台南市とともに、友好交流協定の締結について協議を進めてまいりました。そのような中、令和5年4月7日の金曜日16時から、こちらオンラインにはなりますが、土浦市と台南市の友好交流協定の締結式を開催することとなりましたので、御報告申し上げます。なお、詳細につきましては、2月28日開催の全員協議会で御説明させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。説明につきましては、以上でございます。

○吉田（千）委員長 ありがとうございます。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

○吉田（博）委員 坂本課長よ、覚えてかなあ。約2年近く前に俺さ、課長に並木のカスミの脇の所のさ、旧道から旧125号に出る所の路面の白線の件で話したんだよ。そしたら、あれは警察の方だと、警察の方に言うておきますと言ってもう1年以上経つんだけど、俺も分かるんだよ、警察も年間の予算でやっているから、令和3年度の予算は無理だなと。じゃあ、話をすれば令和4年度の予算でやってくれるなと思ってるんだけどさ、一向にやらないんだよ。お前話したのか、警察に。

○坂本生活安全課長 話はしました。止まれですよ。

○吉田（博）委員 止まれとかと停止線と左へ曲がるってやつ。

○坂本生活安全課長 話してはしてあります。2年以上掛かって。以前にも、ほかの議員さんに言われて、横断歩道が書いてないとか、止まれが矢印がないよっていうのがあって。当然警察の方には言って、警察も上申はしてあると思います。ただ、なかなか順番が回ってこないっていうのが現状でして。

○吉田（博）委員 それは代わりに土浦市でもって引くってわけにいかないのか、警察の許可を得て。そんな2年も以上待つんなら、その間に事故なんかやったら大変だろう。だから、警察に話して、その分、じゃあこれは土浦市がやりますというのはできんじゃないの。2年以上待ってられるのか。

○坂本生活安全課長 市内の交通規制に関するものは全て警察が書くようになっていまして、それ以外のものに対して、市が学童注意とか速度注意とかっていうのは、市が書くというようなことになっていきますので、ここの部分は市が先に予算で書きちゃうっていうようなことは、規制に関してはできないというふうになっていると思います。

○吉田（博）委員 緊急性を要するんだよ。最近もう反対側から車が入ってきたりとかなんかで、事故起きないのがおかしいぐらいなんだよ。俺が警察行って言うてくるか。もう1回警察に言えよ。いつやんだって。2年近く待っているんだからって。ちゃんと

言ってくるのかよ。

○坂本生活安全課長 はい。

○吉田（博）委員 2年なんか待ってられないぞ、市民は。呑気に構えてるんじゃない。以上。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 ないようでございます。以上で総務市民委員会を閉会といたします。市民生活部の皆さんは退席していただいて結構でございます。大変お疲れ様でございました。